

令和3年12月  
浜田市議会定例会議議案

令和3年11月30日

令和3年12月浜田市議会定例会議付議事件

議案

- 議案第82号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 浜田市子育て世代包括支援センター条例の制定について
- 議案第87号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 指定管理者の指定について(浜田市東公園運動施設等)
- 議案第93号 指定管理者の指定について(サンマリン浜田)
- 議案第94号 指定管理者の指定について(浜田市金城資料館)
- 議案第95号 指定管理者の指定について(浜田市総合福祉センター)
- 議案第96号 指定管理者の指定について(浜田市病児・病後児保育室)
- 議案第97号 指定管理者の指定について(浜田市金城高齢者生活福祉センター)
- 議案第98号 指定管理者の指定について(リフレパークきんたの里)
- 議案第99号 指定管理者の指定について(森の公民館)
- 議案第100号 指定管理者の指定について(浜田市地域材利用促進交流館)
- 議案第101号 指定管理者の指定について(岡見漁業振興会館)
- 議案第102号 指定管理者の指定について(浜田市波佐地場産業技術研修センター)
- 議案第103号 指定管理者の指定について(浜田市縁の里地域振興施設)
- 議案第104号 指定管理者の指定について(浜田市地域交流プラザ)
- 議案第105号 指定管理者の指定について(旭温泉あさひ荘)
- 議案第106号 指定管理者の指定について(黒川改良住宅等)
- 議案第107号 指定管理者の指定について(浜田市地域定住住宅)

- 議案第 108 号 指定管理者の指定について(浜田市特定公共賃貸住宅)
- 議案第 109 号 指定管理者の指定について(浜田市集団移転住宅)
- 議案第 110 号 財産の無償譲渡について(旧都川分団 1 班ポンプ車庫)
- 議案第 111 号 公有水面の埋立てについて(浜田港港湾区域内)
- 議案第 112 号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 113 号 第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について
- 議案第 114 号 浜田市定住自立圏形成方針の変更について
- 議案第 115 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算(第 9 号)
- 議案第 116 号 令和 3 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 117 号 令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 118 号 令和 3 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 119 号 令和 3 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 120 号 令和 3 年度浜田市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 121 号 令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 同意第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 報 告

- 報告第 14 号 浜田市行財政改革大綱の策定について
- 報告第 15 号 専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

議案第 82 号

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 160」を「100 分の 155」に改める。

(浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当の額の算定については、第 1 条の規定による改正後の浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条第 2 項中「100 分の 155」とあるのは「100 分の 150」とし、第 2 条の規定による改正後の浜田市職員の給与の支給に関する条例第 26 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 112.5」とし、同条第 3 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 112.5」とし、「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 62.5」とする。

議案第 83 号

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 155」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当の額の算定については、この条例による改正後の浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 4 条第 2 項中「100 分の 155」とあるのは、「100 分の 150」とする。

議案第 84 号

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市



## 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜田市長等の給与に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 155」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当の額の算定については、この条例による改正後の浜田市長等の給与に関する条例第 4 条第 2 項中「100 分の 155」とあるのは、「100 分の 150」とする。

議案第 85 号

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

浜田市乳幼児等医療費助成条例（平成 17 年浜田市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜田市子ども医療費助成条例

第 1 条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改め、同条第 4 項第 2 号中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 3 条第 1 項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第 4 条第 1 項中「乳幼児等医療費受給資格証」を「子ども医療費受給資格証」に改める。

第 10 条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

（浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

3 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項及び別表第 2 の 3 の項中「浜田市乳幼児等医療費助成条例」を「浜田市子ども医療費助成条例」に改める。

議案第 86 号

浜田市子育て世代包括支援センター条例の制定について

浜田市子育て世代包括支援センター条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市子育て世代包括支援センター条例

### (目的及び設置)

第1条 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市子育て世代包括支援センター（以下「支援センター」という。）を浜田市野原町859番地1に設置する。

### (事業)

第2条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業をいう。）
- (2) 母子保健事業（母子保健法第22条第2項各号に掲げる事業をいう。）
- (3) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。）
- (4) 子育て援助活動支援事業（児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。）
- (5) 休日保育事業（日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に保育を提供する事業をいう。）
- (6) その他支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業

### (開館時間及び休館日)

第3条 支援センターの開館時間及び休館日は、前条各号に規定する事業ごとに、規則で定める。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (使用対象者)

第4条 支援センターを使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 妊産婦及び小学校就学の始期に達するまでの者並びにその家族
- (2) 子育て支援の活動をしている団体又は個人
- (3) その他支援センターの設置の目的を達成するために市長が適当と認めるもの

### (使用許可)

第5条 支援センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の一部を占有して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とす

る。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して使用のおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的に使用するとき。
- (4) 政治目的又は宗教的活動のため使用するとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。
- (6) その他管理上支障があると認める使用をするとき。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、支援センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号に規定する場合は、この限りでない。

（特別設備等の制限）

第7条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第8条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第9条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第6条の規定により

使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 10 条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る施設等の使用の許可その他支援センターの運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(浜田市子育て支援センター条例の廃止)

3 浜田市子育て支援センター条例(平成 17 年浜田市条例第 128 号)は、廃止する。

議案第 87 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市



浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 53 条」の次に「・第 54 条」を加える。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

第 53 条を第 54 条とし、第 4 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ

て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項の規定による記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意

を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「40 万 4,000 円」を「40 万 8,000 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第 89 号

浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について

浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例

浜田市休日応急診療所条例（平成 17 年浜田市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「殿町 1 番地」を「田町 757 番地 3」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 9 日から施行する。

議案第 90 号

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市



## 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例

浜田市工場誘致条例（平成 17 年浜田市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「過疎法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画」に改め、同条第 3 号中「農林水産物等販売業」を「情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 6 条の 3 第 14 項又は第 28 条の 9 第 15 項に規定する情報サービス業等をいう。以下同じ。）、農林水産物等販売業（過疎法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「物品の製造業、農林水産物等販売業又は旅館業」を「次の各号に掲げる事業」に、「過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 12 年自治省令第 20 号）第 1 条第 1 号イ」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）第 1 条第 1 号イ」に、「2,700 万円を超えるものに限る。）を新設し、若しくは増設した」を「当該各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のものに限る。）の取得等（過疎法第 23 条に規定する取得等（資本金の額等（租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等をいう。以下同じ。）が 5,000 万円を超える法人が行うものについては、新設又は増設に限る。）をいう。）をした」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 物品の製造業又は旅館業 500 万円（資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円とし、資本金の額等が 1 億円を超える法人が行うものにあつては 2,000 万円とする。）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市工場誘致条例の規定は、令和 3 年 4 月 1

日以後に同条例第 5 条第 1 項に規定する設備の取得等をした者に係る同項に規定する機械及び装置若しくは建物又はその敷地である土地に対する固定資産税の課税の免除について適用し、同日前にこの条例による改正前の浜田市工場誘致条例第 5 条第 1 項に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る同項に規定する機械及び装置若しくは建物又はその敷地である土地に対する固定資産税の課税の免除については、なお従前の例による。

議案第 91 号

浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成 28 年浜田市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市空家等対策の推進に関する条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に講じた緊急安全措置について適用し、同日前に講じた緊急安全措置については、なお従前の例による。

議案第 92 号

指定管理者の指定について（浜田市東公園運動施設等）

浜田市東公園運動施設等の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名 称	浜田市東公園運動施設等
指定管理者	住 所：松江市片原町 62 番地 1 名 称：北陽ビル管理株式会社 代表者：代表取締役 幡 宏 明
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 93 号

指定管理者の指定について（サンマリン浜田）

サンマリン浜田の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名 称	サンマリン浜田
指定管理者	住 所：松江市片原町 62 番地 1 名 称：北陽ビル管理株式会社 代表者：代表取締役 幡 宏 明
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 94 号

指定管理者の指定について（浜田市金城資料館）

浜田市金城資料館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市金城資料館
指定管理者	住 所：浜田市金城町波佐イ 394 番地 名 称：西中国山地民具を守る会 代表者：会長 隅 田 正 三
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 95 号

指定管理者の指定について（浜田市総合福祉センター）

浜田市総合福祉センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市総合福祉センター
指定管理者	住 所：浜田市野原町 859 番地 1 名 称：社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 代表者：会長 中 島 良 二
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項



議案第 96 号

指定管理者の指定について（浜田市病児・病後児保育室）

浜田市病児・病後児保育室の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市病児・病後児保育室
指定管理者	住 所：浜田市田町 1466 番地 1 名 称：株式会社 From ハート 代表者：代表取締役 吉 田 一 也
指定の期間	令和 4 年 1 月 4 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 97 号

指定管理者の指定について（浜田市金城高齢者生活福祉センター）

浜田市金城高齢者生活福祉センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市金城高齢者生活福祉センター
指定管理者	所在地：浜田市野原町 859 番地 1 名 称：社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 代表者：会長 中 島 良 二
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 98 号

指定管理者の指定について（リフレパークきんたの里）

リフレパークきんたの里の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	リフレパークきんたの里
指定管理者	住 所：兵庫県洲本市海岸通 1 丁目 3 番 11 号 名 称：株式会社かいげつ 代表者：代表取締役 齋 藤 敦 夫
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 99 号

指定管理者の指定について（森の公民館）

森の公民館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	森の公民館
指定管理者	住 所：浜田市金城町久佐ハ 295 番地 13 名 称：サウンドファイブ夢の音会 代表者：代表 河 野 文 影
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 100 号

指定管理者の指定について（浜田市地域材利用促進交流館）

浜田市地域材利用促進交流館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市地域材利用促進交流館
指定管理者	住 所：江津市桜江町川戸 472 番地 1 名 称：今井産業株式会社 代表者：代表取締役 今 井 久 師
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 101 号

指定管理者の指定について（岡見漁業振興会館）

岡見漁業振興会館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	岡見漁業振興会館
指定管理者	住 所：浜田市三隅町岡見 1935 名 称：須津青浦地区自治会 代表者：自治会長 木 村 正 典
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 102 号

指定管理者の指定について（浜田市波佐地場産業技術研修センター）

浜田市波佐地場産業技術研修センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市波佐地場産業技術研修センター
指定管理者	住 所：浜田市金城町七条ハ 559 番地 2 名 称：社会福祉法人いわみ福社会 代表者：理事長 室 崎 富 恵
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 103 号

指定管理者の指定について（浜田市縁の里地域振興施設）

浜田市縁の里地域振興施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市縁の里地域振興施設
指定管理者	住 所：浜田市金城町波佐イ 267 番地 10 名 称：特定非営利活動法人えにしの里 代表者：理事長 塚 本 守
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項



議案第 104 号

指定管理者の指定について（浜田市地域交流プラザ）

浜田市地域交流プラザの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市地域交流プラザ
指定管理者	住 所：浜田市旭町丸原 1529 番地 11 名 称：株式会社未来販売堂 代表者：代表取締役社長 岡 村 宏
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 105 号

指定管理者の指定について（旭温泉あさひ荘）

旭温泉あさひ荘の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	旭温泉あさひ荘
指定管理者	住 所：浜田市旭町木田 952 番地 1 名 称：旭温泉旅館組合 代表者：組合長 西 田 恭 志
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 106 号

指定管理者の指定について（浜田市黒川改良住宅等）

浜田市黒川改良住宅等の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市黒川改良住宅等
指定管理者	住 所：松江市古志原 4 丁目 1 番 1 号 名 称：島根県住宅供給公社 代表者：理事長 山 口 和 志
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 107 号

指定管理者の指定について（浜田市地域定住住宅）

浜田市地域定住住宅の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市地域定住住宅
指定管理者	住 所：浜田市金城町下来原 185 番地 9 名 称：有限会社中田工務店 代表者：代表取締役 中 田 幸 助
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 108 号

指定管理者の指定について（浜田市特定公共賃貸住宅）

浜田市特定公共賃貸住宅の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市特定公共賃貸住宅
指定管理者	住 所：浜田市金城町下来原 185 番地 9 名 称：有限会社中田工務店 代表者：代表取締役 中 田 幸 助
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 109 号

指定管理者の指定について（浜田市集団移転住宅）

浜田市集団移転住宅の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市集団移転住宅
指定管理者	住 所：浜田市三隅町三隅 1062 番地 名 称：有限会社矢富石油店 代表者：代表取締役 矢 富 崇 稔
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 110 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 譲渡する財産

浜田市消防団旭消防隊旧都川分団 1 班ポンプ車庫建物

所在地 浜田市旭町都川 657 番地 1

建築年度 昭和 62 年度

構造 木造トタン葺平家建

床面積 15.0 m<sup>2</sup>

2 物件評価額 165,544 円

3 譲渡の条件 地域住民が、バスの待合所として使用する以外の目的で  
使用しないこと。

4 譲渡の相手方 浜田市旭町都川 884 番地

都川自治会

会長 新 森 増 美



議案第 111 号

公有水面の埋立てについて

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり浜田港港湾区域内の公有水面の埋立てについて意見を求められたので、同意する旨回答することについて、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 埋立てをしようとする者の名称及び住所

名称 島根県  
 島根県知事 丸 山 達 也  
 住所 松江市殿町 1 番地

2 埋立区域

位置 A 区域 浜田市熱田町 1679 番の地先公有水面  
 B 区域 浜田市熱田町 785 番 2 の地先公有水面  
 区域 別図のとおり  
 面積 2,631.10 m<sup>2</sup>

3 埋立てに関する工事の施行区域

位置 A 区域 浜田市熱田町 1680 番の地先公有水面  
 B 区域 浜田市熱田町 801 番 17 の地先公有水面  
 区域 別図のとおり  
 面積 29,181.72 m<sup>2</sup>

4 埋立地の用途

道路用地

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

T. P. +2.48m～T. P. +7.01m

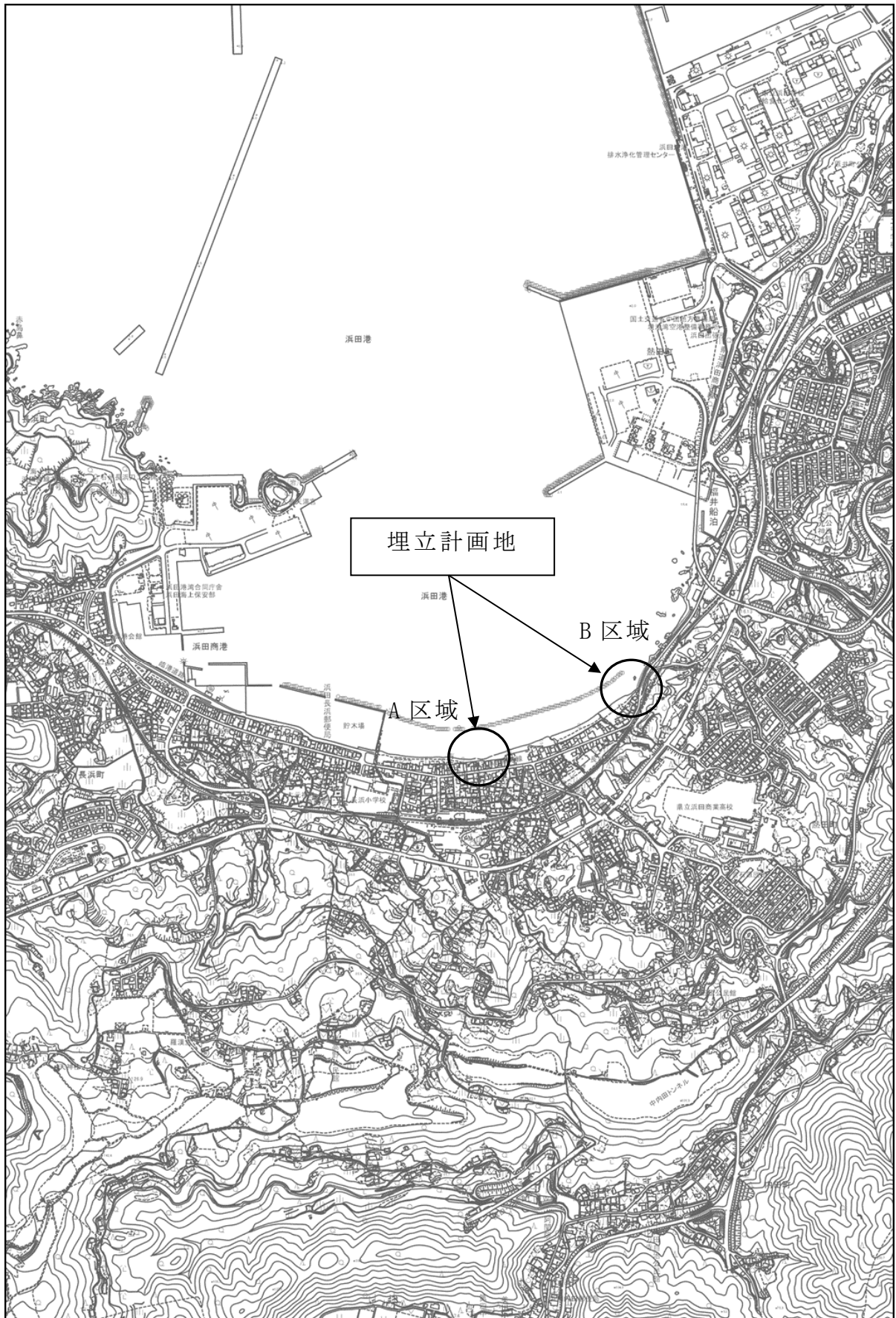
(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名称	種類	構造
道路護岸①	護岸	(基礎工) 捨石、被覆石 (本体工) コンクリート、方塊ブロック <天端高>T. P. +3.66m
道路護岸②	護岸	(基礎工) 捨石、被覆石 (本体工) コンクリート <天端高>T. P. +3.66m
道路護岸③	護岸	(基礎工) 捨石、被覆石 (本体工) L型ブロック (上部工) コンクリート <天端高>T. P. +4.57m～T. P. +7.05m

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

4 年 6 月

# 位置図



埋立て及び工事施行の区域図

S=1:5,000

埋立区域計=1,560.58+1,070.52=2,631.10 m<sup>2</sup>

施行区域計=18,918.85+10,262.87=29,181.72 m<sup>2</sup>



議案第 112 号

浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、浜田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 113 号

第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について

地方自治法第 96 条第 2 項並びに浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定により、第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 114 号

浜田市定住自立圏形成方針の変更について

地方自治法第 96 条第 2 項及び浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例第 2 条第 1 項第 4 号の規定により、浜田市定住自立圏形成方針を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市定住自立圏形成方針 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)
<p>目次</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>第2条 (基本方針)</p> <p>第3条 (連携する具体的事項)</p> <p>(1) 生活機能の強化に係る取組</p> <p>A 医療</p> <p>ア 医師・医療従事者の確保</p> <p>イ 地域医療ネットワークの充実</p> <p>ウ 救急医療体制の充実</p> <p>エ ヘき地医療確保体制の充実</p> <p>B 福祉</p> <p>ア 子育て支援環境の整備</p> <p>イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実</p> <p>C 教育</p> <p>ア 読書活動の強化</p> <p>D 産業振興</p> <p>ア 観光振興</p> <p>イ 地域ブランド化</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 結びつきやネットワークの強化に係る取組</p> <p>A 地域公共交通</p>	<p>目次</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>第2条 (基本方針)</p> <p>第3条 (連携する具体的事項)</p> <p>(1) 生活機能の強化に係る取組</p> <p>A 医療</p> <p>ア 医師・医療従事者の確保</p> <p>イ 地域医療ネットワークの充実</p> <p>ウ 救急医療体制の充実</p> <p>エ ヘき地医療確保体制の充実</p> <p>B 福祉</p> <p>ア 子育て支援環境の整備</p> <p>イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実</p> <p>C 教育</p> <p>ア 読書活動の強化</p> <p>D 産業振興</p> <p>ア 観光振興</p> <p>イ 地域ブランド化</p> <p><b><u>E 環境</u></b></p> <p><b><u>ア 地球温暖化対策の推進</u></b></p> <p><b><u>イ ごみの減量化や資源化の推進</u></b></p> <p><b><u>F 防災</u></b></p> <p><b><u>ア 安全で安心なまちづくり</u></b></p> <p>(2) 結びつきやネットワークの強化に係る取組</p> <p>A 地域公共交通</p>



現行	改正後（案）
<p>ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保</p> <p>B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備</p> <p>ア <b>携帯電話不感地域の解消</b></p> <p>C 道路等の交通インフラの整備</p> <p>ア 生活幹線道路の整備</p> <p>イ 冬期の安全道対策</p> <p>D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消</p> <p>ア 地産地消の推進</p> <p>E 地域内外の住民との交流・移住促進</p> <p>ア 定住施策の充実</p> <p>イ 空き家の利活用</p> <p><b>ウ 安全で安心なまちづくり</b></p> <p>(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る取組</p> <p>A 宣言中心市等における人材の育成</p> <p>ア 人材の育成</p> <p>浜田市定住自立圏形成方針</p> <p>浜田市は、平成17年10月1日に<b>旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村及び旧三隅町の1市3町1村が合併し、「浜田那賀方式自治区制度」により5つの自治区で一つの圏域を成しており、</b>旧浜田市の浜田地域（以下「<b>浜田自治区</b>」という。）と、旧那賀郡の金城地域（以下「<b>金城自治区</b>」という。）、旭地域（以下「<b>旭自治区</b>」という。）、弥栄地域（以下「<b>弥栄自治区</b>」という。）及び三隅地域（以下「<b>三隅自治区</b>」という。）で形成する「浜田市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。</p>	<p>ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保</p> <p>B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備</p> <p>ア <b>高速情報通信基盤の整備</b></p> <p>C 道路等の交通インフラの整備</p> <p>ア 生活幹線道路の整備</p> <p>イ 冬期の安全道対策</p> <p>D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消</p> <p>ア 地産地消の推進</p> <p>E 地域内外の住民との交流・移住促進</p> <p>ア 定住施策の充実</p> <p>イ 空き家の利活用</p> <p>_____</p> <p>(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る取組</p> <p>A 宣言中心市等における人材の育成</p> <p>ア 人材の育成</p> <p>浜田市定住自立圏形成方針</p> <p>浜田市は、平成17年10月1日に<b>合併した、</b>_____</p> <p>_____旧浜田市の浜田地域_____と、旧那賀郡の金城地域_____、旭地域_____、弥栄地域_____及び三隅地域_____で形成する「浜田市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。</p>

現行

改正後（案）

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った浜田市において、浜田自治区と旧那賀郡の**各自治区**が相互に機能・役割分担し、連携する取組を積極的に推進することにより、圏域全体の活性化を図り、もって魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 浜田市は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する分野の取組において中心地域としての**浜田自治区**と周辺地域としての旧那賀郡の**各自治区**が相互に機能・役割分担して連携を図り、共同し、または補完し合うこととする。

（連携する具体的事項）

第3条 前条の基本方針に従い取り組む分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における**浜田自治区**及び旧那賀郡の各**自治区**の役割は、それぞれ当該各号に規定するものとする。

(1) 生活機能の強化に係る取組

A 医療

ア 医師・医療従事者の確保

① 取組の内容

国保診療所の医師を中心として関係機関と連携し、医師・医療従事者の圏域外への流出の防止、圏域内への招へ

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った浜田市において、浜田**地域**と旧那賀郡の**各地域**が相互に機能・役割分担し、連携する取組を積極的に推進することにより、圏域全体の活性化を図り、もって魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 浜田市は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する分野の取組において中心地域としての浜田**地域**と周辺地域としての旧那賀郡の各**地域**が相互に機能・役割分担して連携を図り、共同し、または補完し合うこととする。

（連携する具体的事項）

第3条 前条の基本方針に従い取り組む分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における浜田**地域**及び旧那賀郡の各**地域**の役割は、それぞれ当該各号に規定するものとする。

(1) 生活機能の強化に係る取組

A 医療

ア 医師・医療従事者の確保

① 取組の内容

国保診療所の医師を中心として関係機関と連携し、医師・医療従事者の圏域外への流出の防止、圏域内への招へ

現行	改正後（案）
<p>い、将来の地域医療を担う人材の育成に取り組むことにより、医師・医療従事者の確保を図る。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 中核病院と周辺の医療機関等との連携や医療に対する住民理解を深めるための啓発活動を実施する。</p> <p>(b) 圏域の医療情報を提供し、地域医療に関心がある医師・医療従事者の確保に取り組む。</p> <p>(c) 一度現場を離れた看護師の職場復帰を支援し、医療従事者の確保を図る。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 医師・医療従事者の確保に係る諸事業が多くの人に利用されるように周知を行う。</p> <p>(b) 国保診療所での研修医等を受け入れ、医師・医療従事者の確保を図る。</p> <p>④ 弥栄<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 医師・医療従事者の確保に係る諸事業が多くの人に利用されるように周知を行う。</p> <p>(b) 中山間地域包括ケア研修センターでの研修医等を受け入れ、医師・医療従事者の確保を図る。</p> <p>⑤ 三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 医師・医療従事者の確保に係る諸事業が多くの人に利用されるように周知を行う。</p> <p>イ 地域医療ネットワークの充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>中核的な医療機能を有する浜田医療センターと、周辺地域の病院・診療所との連携を強化し、圏域内で受診から治</p>	<p>い、将来の地域医療を担う人材の育成に取り組むことにより、医師・医療従事者の確保を図る。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 中核病院と周辺の医療機関等との連携や医療に対する住民理解を深めるための啓発活動を実施する。</p> <p>(b) 圏域の医療情報を提供し、地域医療に関心がある医師・医療従事者の確保に取り組む。</p> <p>(c) 一度現場を離れた看護師の職場復帰を支援し、医療従事者の確保を図る。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 医師・医療従事者の確保に係る諸事業が多くの人に利用されるように周知を行う。</p> <p>(b) 国保診療所での研修医等を受け入れ、医師・医療従事者の確保を図る。</p> <p>④ 弥栄<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 医師・医療従事者の確保に係る諸事業が多くの人に利用されるように周知を行う。</p> <p>(b) 中山間地域包括ケア研修センターでの研修医等を受け入れ、医師・医療従事者の確保を図る。</p> <p>⑤ 三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 医師・医療従事者の確保に係る諸事業が多くの人に利用されるように周知を行う。</p> <p>イ 地域医療ネットワークの充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>中核的な医療機能を有する浜田医療センターと、周辺地域の病院・診療所との連携を強化し、圏域内で受診から治</p>

現行	改正後（案）
<p>療までが完結する地域医療体制の充実を図る。</p> <p>また、住民が「かかりつけ医」と「中核病院」の適切な利用について理解を深めることができるよう啓発活動を実施する。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 浜田医療センター内の地域医療連携室を中心として、圏域内における受診から治療完了までの完結率の向上と、ITを活用した医療情報のシステム化・ネットワーク化を図るための支援を行う。</p> <p>(b) 浜田医療センターにおける中核病院としての機能を強化し、高度医療を提供するための支援を行う。</p> <p>(c) 「かかりつけ医」と「中核病院」が適切に利用されるよう啓発する。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) それぞれの医療機関が、地域での「かかりつけ医」としての役割を果たし、高度な検査や治療が必要になった場合は、中核病院（浜田医療センター）へ円滑に紹介できる体制を構築する。</p> <p>(b) 「かかりつけ医」と「中核病院」が適切に利用されるよう啓発する。</p> <p>ウ 救急医療体制の充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域の病院・診療所が一次救急医療を提供し、休日においては休日診療所と<b>在宅当番医体制</b>により軽症患者を引き受ける体制を充実とともに、救命救急センター指定病院である浜田医療センターへの軽症患者の搬送の増加を抑制</p>	<p>療までが完結する地域医療体制の充実を図る。</p> <p>また、住民が「かかりつけ医」と「中核病院」の適切な利用について理解を深めることができるよう啓発活動を実施する。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 浜田医療センター内の地域医療連携室を中心として、圏域内における受診から治療完了までの完結率の向上と、ITを活用した医療情報のシステム化・ネットワーク化を図るための支援を行う。</p> <p>(b) 浜田医療センターにおける中核病院としての機能を強化し、高度医療を提供するための支援を行う。</p> <p>(c) 「かかりつけ医」と「中核病院」が適切に利用されるよう啓発する。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) それぞれの医療機関が、地域での「かかりつけ医」としての役割を果たし、高度な検査や治療が必要になった場合は、中核病院（浜田医療センター）へ円滑に紹介できる体制を構築する。</p> <p>(b) 「かかりつけ医」と「中核病院」が適切に利用されるよう啓発する。</p> <p>ウ 救急医療体制の充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域の病院・診療所が一次救急医療を提供し、休日においては休日診療所_____により軽症患者を引き受ける体制を充実とともに、救命救急センター指定病院である浜田医療センターへの軽症患者の搬送の増加を抑制</p>

現行	改正後（案）
<p>し、救急患者の迅速な搬送や救命率の向上を図る。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 救命救急センター指定病院である浜田医療センターに対して、救急搬送による患者を常時受け付けられる機能を維持するための必要な支援を行う。</p> <p>(b) 休日については、休日応急診療所により軽症患者に必要な医療を提供する。</p> <p>(c) 救急車の適切な利用がされるよう啓発する。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 各地域の病院、診療所が、かかりつけ医として、一次救急医療を提供する。</p> <p><b>(b) 在宅当番医制により、休日時の必要な医療を提供する。</b></p> <p><b>(c) 救急車の適切な利用がされるよう啓発する。</b></p> <p>エ へき地医療確保体制の充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>出張所を含めた市内の5か所の国保診療所の「診療所連合体」を中心に、医療現場と行政が連携して、へき地医療提供体制の充実を図る。</p> <p>また、へき地医療と住民の健康管理の一体的な取組体制を整える。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 定期的な診療所連合体の会議により、それぞれの地域の現状を把握し、地域に合ったへき地医療提供体制を整える。</p> <p>(b) 身近なところで専門診療が受診できる体制整備を図る</p>	<p>し、救急患者の迅速な搬送や救命率の向上を図る。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 救命救急センター指定病院である浜田医療センターに対して、救急搬送による患者を常時受け付けられる機能を維持するための必要な支援を行う。</p> <p>(b) 休日については、休日応急診療所により軽症患者に必要な医療を提供する。</p> <p>(c) 救急車の適切な利用がされるよう啓発する。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 各地域の病院、診療所が、かかりつけ医として、一次救急医療を提供する。</p> <hr/> <p><b>(b) 救急車の適切な利用がされるよう啓発する。</b></p> <p>エ へき地医療確保体制の充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>出張所を含めた市内の5か所の国保診療所の「診療所連合体」を中心に、医療現場と行政が連携して、へき地医療提供体制の充実を図る。</p> <p>また、へき地医療と住民の健康管理の一体的な取組体制を整える。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 定期的な診療所連合体の会議により、それぞれの地域の現状を把握し、地域に合ったへき地医療提供体制を整える。</p> <p>(b) 身近なところで専門診療が受診できる体制整備を図る</p>

現行	改正後（案）
<p>ため、地域医療支援病院である浜田医療センター等に必要 な支援を行う。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) それぞれの地域の住民に対するきめ細かな健康づくり 活動と医療の確保を行う。</p> <p>(b) 国保診療所の連携により、土曜日診療等、将来にわたり 安定した一次医療を提供する。</p> <p>④ 三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 住民に対するきめ細かな健康づくり活動と医療の確保 を行う。</p>	<p>ため、地域医療支援病院である浜田医療センター等に必要 な支援を行う。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) それぞれの地域の住民に対するきめ細かな健康づくり 活動と医療の確保を行う。</p> <p>(b) 国保診療所の連携により、土曜日診療等、将来にわたり 安定した一次医療を提供する。</p> <p>④ 三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 住民に対するきめ細かな健康づくり活動と医療の確保 を行う。</p>
<p>B 福祉</p> <p>ア 子育て支援環境の整備</p> <p>① 取組の内容</p> <p><u>「子どもが笑顔いっぱい暮らせるまち ～安心・ゆとり・ぬくもりの子育てができるまちづくり～」を基本理念とした浜田市次世代育成支援計画に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、圏域全体での子育て、仕事と生活の調和の実現、子どもにとって安全で安心なまちづくりを推進する。</u></p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) <u>地域における子育て支援ネットワークを強化し、子育て情報や身近な交流の場の提供、お互いの顔が見える関係づくりを推進する。</u></p> <p>(b) <u>通常保育のほか、多様化する就労形態や保護者の社会参加等のニーズに対応できるよう、各種の保育サービス</u></p>	<p>B 福祉</p> <p>ア 子育て支援環境の整備</p> <p>① 取組の内容</p> <p><u>「育もう 自分とみんなを大切にする“浜田っ子”」を基本理念とした浜田市子ども・子育て支援事業計画</u> <u>に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境及び保護者の子育てへの負担や孤立感を和らげ、保護者がゆとりをもって子どもと接することができる環境の整備を推進する。</u></p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) <u>子どもが周囲との関わりあいの中で豊かな人間性を育んでいくための遊びや教育の場づくりを推進する。</u></p> <p>(b) <u>保育サービスや経済的な支援の充実、地域と関わりながら子育てのできる支援を推進する。</u></p>

現行	改正後（案）
<p><u>の充実を図る。</u></p> <p>(c) <u>子育てに関する悩みや不安の解消のため、保健師、保育士、助産師、栄養士等による専門的な相談体制や情報提供体制の充実を図る。</u></p> <p>(d) <u>仕事と子育ての両立のため、家族や地域、企業や行政が連携して、子育て家庭を支援する体制・環境づくりを推進する。</u></p> <p>(e) <u>子どもを犯罪被害等から守るため、学校、地域、関係機関等が連携し、見守り体制の整備を推進する。</u></p> <p>③ 金城<u>自治区</u>・旭<u>自治区</u>・弥栄<u>自治区</u>・三隅<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) <u>浜田市次世代育成支援計画</u>に基づき、各<u>自治区</u>の地域性や特性、これまでの経過を踏まえた取組を推進する。</p> <p>イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>介護保険事業計画、浜田市高齢者福祉計画及び<u>浜田市障害者計画・障害福祉計画</u>に基づき、高齢者・障がい者のニーズに対応した福祉サービスの充実と支援体制の整備を図る。</p> <p>② 浜田<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) 浜田市地域包括支援センターを中心として、高齢者福祉サービスに関する総合相談や予防支援、権利擁護、虐待防止の体制を整備する。</p> <p>(b) _____障がい者が抱える多様なニーズに対応するため__、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野・多職種による支援体制や</p>	<p>_____</p> <p>(c) <u>地域が子どもの育ちや子育てに積極的に関わることができ、保護者が仕事と家庭生活を両立しながら、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③ 金城<u>地域</u>・旭<u>地域</u>・弥栄<u>地域</u>・三隅<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) <u>浜田市子ども・子育て支援事業計画</u>に基づき、各<u>地域</u>の地域性や特性、これまでの経過を踏まえた取組を推進する。</p> <p>イ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>介護保険事業計画、浜田市高齢者福祉計画及び<u>浜田市障がい者計画</u>に基づき、高齢者・障がい者のニーズに対応した福祉サービスの充実と支援体制の整備を図る。</p> <p>② 浜田<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) 浜田市地域包括支援センターを中心として、高齢者福祉サービスに関する総合相談や予防支援、権利擁護、虐待防止の体制を整備する。</p> <p>(b) <u>浜田市基幹相談支援センターを中心として、障がい者が抱える多様なニーズに対応するため</u>、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野・多職種による支援体制や</p>

現行	改正後（案）
<p>ネットワークの構築を図る。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭自<b>治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 地域の住民と浜田市地域包括支援センターをつなぐ窓口として、地域包括支援センターとの連携を密にするるとともに地域の住民とのネットワークの構築を図る。</p> <p>(b) _____障がい者が地域で安心して暮らしていくために、一人<b>ひとり</b>のニーズにあったサービスを提供できる体制づくりの構築を図る。</p> <p>C 教育</p> <p>ア 読書活動の強化</p> <p>① 取組の内容</p> <p>図書館ネットワークシステムや移動図書館LOVE BOOK(ラブック)号の利用促進、学校図書館の効果的な運営体制の構築により、子どもをはじめとした市民の読書活動の推進を図る。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 図書館ネットワークシステムを周知し、利用者の利便性を向上させることで市民の読書活動の推進を図る。</p> <p>(b) ホームページで各種の情報提供を行うとともに、調べ学習の図書資料の提供、学校図書館にない本の提供等、学校と連携しながら子ども達の読書活動の推進を図る。</p> <p>(c) 学校司書等関係者に対する研修の実施や、学校図書館の環境整備、ブックトークや図書イベント等を開催し、子どもの本に対する興味関心を促し、読書活動の推進を</p>	<p>ネットワークの構築を図る。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 地域の住民と浜田市地域包括支援センターをつなぐ窓口として、地域包括支援センターとの連携を密にするるとともに地域の住民とのネットワークの構築を図る。</p> <p>(b) <b>浜田市基幹相談支援センターと連携し</b>、障がい者が地域で安心して暮らしていくために、一人<b>一人</b>のニーズにあったサービスを提供できる体制づくりの構築を図る。</p> <p>C 教育</p> <p>ア 読書活動の強化</p> <p>① 取組の内容</p> <p>図書館ネットワークシステムや移動図書館LOVE BOOK(ラブック)号の利用促進、学校図書館の効果的な運営体制の構築により、子どもをはじめとした市民の読書活動の推進を図る。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 図書館ネットワークシステムを周知し、利用者の利便性を向上させることで市民の読書活動の推進を図る。</p> <p>(b) ホームページで各種の情報提供を行うとともに、調べ学習の図書資料の提供、学校図書館にない本の提供等、学校と連携しながら子ども達の読書活動の推進を図る。</p> <p>(c) 学校司書等関係者に対する研修の実施や、学校図書館の環境整備、ブックトークや図書イベント等を開催し、子どもの本に対する興味関心を促し、読書活動の推進を</p>



現行	改正後（案）
<p>図る。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 圏域内の図書館ネットワークシステムの導入により、効率的な図書館運営と細やかで均一な図書サービスの提供を行う。</p> <p>(b) 図書ニーズを把握し、図書の充実を図る。</p> <p>D 産業振興</p> <p>ア 観光振興</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域に残っている海と山の豊富な地域資源を活用した多様なツーリズムや食の魅力の開発に取り組むとともに、伝統芸能石見神楽の観覧環境の整備や関連商品の開発、さらには都市部への積極的な情報発信を行い、滞在型観光メニューにより誘客を図る。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 郷土芸能である石見神楽の定期上演や夜神楽ツアーの企画、神楽関連商品の開発等、集客力のある石見神楽を<b>積極的に活用する</b>ことで、地域の魅力アップと併せて石見神楽団体の<b>育成</b>及び関連産業の振興を図る。</p> <p>(b) 「浜田の五地想ものがたり推進事業」でご当地グルメや地産地消メニューを掘り起こし、島根県立しまね海洋館アクアスや温泉等の観光資源と魅力的な「食」との相乗効果により、滞在型観光の推進を図る。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 美又温泉をはじめとする金城三泉、リフレパークきん</p>	<p>図る。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 圏域内の図書館ネットワークシステムの導入により、効率的な図書館運営と細やかで均一な図書サービスの提供を行う。</p> <p>(b) 図書ニーズを把握し、図書の充実を図る。</p> <p>D 産業振興</p> <p>ア 観光振興</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域に残っている海と山の豊富な地域資源を活用した多様なツーリズムや食の魅力の開発に取り組むとともに、伝統芸能石見神楽の観覧環境の整備や関連商品の開発、さらには都市部への積極的な情報発信を行い、滞在型観光メニューにより誘客を図る。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 郷土芸能である石見神楽の定期上演や夜神楽ツアーの企画、神楽関連商品の開発等、集客力のある石見神楽を<b>取り巻く環境の充実を図る</b>ことで、地域の魅力アップと併せて石見神楽団体の<b>支援</b>及び関連産業の振興を図る。</p> <p>(b) 「浜田の五地想ものがたり推進事業」でご当地グルメや地産地消メニューを掘り起こし、島根県立しまね海洋館アクアスや温泉等の観光資源と魅力的な「食」との相乗効果により、滞在型観光の推進を図る。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 美又温泉をはじめとする金城三泉、リフレパークきん</p>

現行	改正後（案）
<p>たの里、かなぎウエスタンライディングパーク、縁の里地域振興施設等の観光資源を活用した個性的な交流機能や農林業をはじめとする地域産業の振興、郷土の先人「島村抱月」や「能海寛」等を輩出した地域文化を創造するとともに、恵まれた自然環境・地理的条件を活かした交流型中山間地域の形成を図る。</p> <p>④ 旭<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 豊かな自然の特性を活かした赤梨や桃をはじめとする農産物、棚田百選の都川に代表される美しい農村景観、<b>アサヒテングストーンスキー場、森林研修センター、ログハウスのグリーンヴィレッジ</b>、柔らか湯で有名な旭温泉等、滞在型観光拠点の集積を踏まえ、中国横断自動車道広島浜田線を活用した山陽からの玄関口として、交流型農村地域の形成を図る。</p> <p>⑤ 弥栄<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) ふるさと体験村を拠点とし、西陣織りの渡文、産直グループ、民泊施設等の地域の活動グループと連携して都市交流事業等に取り組み、交流型農村地域の形成を図る。</p> <p>⑥ 三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) <b>国の重要無形文化財</b> _____として指定されている「<b>石州半紙</b>」の手漉き体験や、<b>自作和紙を使った照明・付け染め・うちわ等の製作ができる伝統産業体験ツアー</b>、大麻山や室谷棚田の散策・地域の食材で作られる棚田御膳を堪能する里山散策ツアー、三隅梅林公園・国の天然記念物と</p>	<p>たの里、かなぎウエスタンライディングパーク、縁の里地域振興施設等の観光資源を活用した個性的な交流機能や農林業をはじめとする地域産業の振興、郷土の先人「島村抱月」や「能海寛」等を輩出した地域文化を創造するとともに、恵まれた自然環境・地理的条件を活かした交流型中山間地域の形成を図る。</p> <p>④ 旭<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 豊かな自然の特性を活かした赤梨や桃をはじめとする農産物、棚田百選の都川に代表される美しい農村景観、 _____柔らか湯で有名な旭温泉等、滞在型観光拠点の集積を踏まえ、中国横断自動車道広島浜田線を活用した山陽からの玄関口として、交流型農村地域の形成を図る。</p> <p>⑤ 弥栄<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) ふるさと体験村を拠点とし、西陣織りの渡文、産直グループ、民泊施設等の地域の活動グループと連携して都市交流事業等に取り組み、交流型農村地域の形成を図る。</p> <p>⑥ 三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) <b>ユネスコ無形文化遺産に登録されている「石州半紙」をはじめ、伝統工芸品</b>として指定されている「<b>石州和紙</b>」の手漉き体験や、<b>石州和紙を使った様々なものづくり体験</b> _____、大麻山や室谷棚田の散策・地域の食材で作られる棚田御膳を堪能する里山散策ツアー、三隅梅林公園・国の天然記念物と</p>

現行	改正後（案）
<p>して指定されている大平桜・三隅公園のつつじ等、季節の花々と石正美術館を巡る鑑賞ツアーの普及等、地域に残された観光資源を見直し、豊かな四季の彩りや伝統文化を活かした四季体験型観光地域の形成を図る。</p> <p>イ 地域ブランド化</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域の水産物や農産物等の振興作物の産地化及びブランド化による高付加価値化、試験研究機関や技術指導機関との連携強化により、圏域の地形や気象条件を活かした特産作物の生産を推進し、地域イメージの向上や産地ブランドの形成を目指す。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 浜田漁港で水揚げされる魚の付加価値向上のため、「どんちっち三魚」（「どんちっちアジ」、「どんちっちノドグロ」、「どんちっちカレイ」）をはじめとして、水産物ブランド化の更なる推進を図る。</p> <p>(b) 圏域の特色を活かした米の栽培方針を構築し、生産の強化を図るとともに、販売体制の強化のため販売戦略会議の開催や県内外への商品の周知を行う。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 新開団地を拠点とし、ピオーネ(ぶどう)の生産拡大を図るとともに、関係機関との連携により新商品の開発を図る。</p> <p>(b) 周布川・八戸川水系にアユ等の稚魚の放流により内水面資源の確保を図る。</p> <p>④ 旭<b>自治区</b>の役割</p>	<p>して指定されている大平桜・三隅公園のつつじ等、季節の花々と石正美術館を巡る鑑賞ツアーの普及等、地域に残された観光資源を見直し、豊かな四季の彩りや伝統文化を活かした四季体験型観光地域の形成を図る。</p> <p>イ 地域ブランド化</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域の水産物や農産物等の振興作物の産地化及びブランド化による高付加価値化、試験研究機関や技術指導機関との連携強化により、圏域の地形や気象条件を活かした特産作物の生産を推進し、地域イメージの向上や産地ブランドの形成を目指す。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 浜田漁港で水揚げされる魚の付加価値向上のため、「どんちっち三魚」（「どんちっちアジ」、「どんちっちノドグロ」、「どんちっちカレイ」）をはじめとして、水産物ブランド化の更なる推進を図る。</p> <p>(b) 圏域の特色を活かした米の栽培方針を構築し、生産の強化を図るとともに、販売体制の強化のため販売戦略会議の開催や県内外への商品の周知を行う。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 新開団地を拠点とし、ピオーネ(ぶどう)の生産拡大を図るとともに、関係機関との連携により新商品の開発を図る。</p> <p>(b) 周布川・八戸川水系にアユ等の稚魚の放流により内水面資源の確保を図る。</p> <p>④ 旭<b>地域</b>の役割</p>

現行	改正後（案）
<p>(a) 関係機関との連携をとり、旭豊(梨) <u>を使ったレシピの開発</u>に取り組むとともに、<u>消費拡大と新商品の開発を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <p>⑤ 弥栄<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) 「おいしい空気、おいしい水、おいしい米、そしておいしい人」と称される豊かな自然環境や構造改革特別区域の認定を受けた「どぶろく」等の地域資源を活かして、都市と農村の交流促進、特産品の開発を図る。</p> <p>⑥ 三隅<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) 西条柿生産に係るオーナー制度の導入や栽培講座を開催することで加工品開発を進め販路拡大を図る。</p> <p>(b) 三隅川流域の漁場環境を整備し、アユ等の保存増殖を図るとともに、稚魚の放流により内水面資源の確保を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(a) 関係機関との連携をとり、旭豊(梨) <u>の産地維持</u> _____ に取り組む _____。</p> <p><u>(b) 地域の特色ある棚田米等をブランド化し、販路拡大を図る。</u></p> <p><u>(c) 八戸川水系にアユ等の稚魚を放流することにより内水面資源の確保を図る。</u></p> <p>⑤ 弥栄<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) 「おいしい空気、おいしい水、おいしい米、そしておいしい人」と称される豊かな自然環境や構造改革特別区域の認定を受けた「どぶろく」等の地域資源を活かして、都市と農村の交流促進、特産品の開発を図る。</p> <p>⑥ 三隅<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) 西条柿生産に係るオーナー制度の導入や栽培講座を開催することで加工品開発を進め販路拡大を図る。</p> <p>(b) 三隅川流域の漁場環境を整備し、アユ等の保存増殖を図るとともに、稚魚の放流により内水面資源の確保を図る。</p> <p><b>E 環境</b></p> <p><b>ア 地球温暖化対策の推進</b></p> <p>① <b>取組の内容</b></p> <p><u>地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなう「エネルギーの地産地消」の推進を図るとともに、環境に負荷の少ない生活や消費行動を促し、低炭素なライフスタイルを推進する。</u></p> <p>② <b>浜田地域の役割</b></p>

現行

改正後（案）

(a) 再生可能エネルギー導入を推進するため、個人住宅や事業所等への太陽光発電設備や蓄電設備等の設置を支援する。

(b) 豊富な森林資源が二酸化炭素の吸収源としての機能を十分に発揮できるよう、積極的な森林管理の推進や持続可能な森林整備の推進を図る。

(c) 脱炭素化を目指し、市民一人一人の意識醸成につながるよう普及啓発を行う。

**③ 金城地域・旭地域・弥栄地域・三隅地域の役割**

(a) 山間地や耕作放棄地、豊富な水資源などを活用し、比較的規模の大きい再生可能エネルギーの導入を図る。

(b) 豊富な森林資源が二酸化炭素の吸収源としての機能を十分に発揮できるよう、積極的な森林管理の推進や持続可能な森林整備の推進を図る。

(c) 脱炭素化を目指し、市民一人一人の意識醸成につながるよう普及啓発を行う。

**イ ごみの減量化や資源化の推進**

**① 取組の内容**

地域でごみの減量化と有効利用を図ることにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築するため、ごみの減量化や資源化、資源を有効活用する地域循環システムの形成を目指す。

**② 浜田地域の役割**

(a) 4Rによるごみの減量化に取り組み、環境にやさしい無駄のない暮らしの推進を図る。

(b) 市民、事業者の意識啓発を図り、自主的な取組を支援



現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 結びつきやネットワークの強化に係る取組</p> <p>A 地域公共交通</p> <p>ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域における公共交通機関の利用実態と課題を検証し、住民、交通事業者、関係機関と市が一体的に取り組むための浜田市地域公共交通<b>総合連携</b>計画を策定し、圏域の実情に対応する効率的で利便性の高い地域公共交通網を整備する_____。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 効率的で持続可能な公共交通体系の構築に向け、「<b>浜田市地域公共交通総合連携計画</b>」を策定する。</p> <p>(b) 地域公共交通の連携体制を確立し、地域住民のニーズに応じた利便性の高い交通網の整備を図る。</p> <p>(c) 民間バス事業者のバス路線廃止に伴う、代替交通の確保を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(a) <b>自主防災組織の設立を促進し、併せて活動を支援する。</b></p> <p>(b) <b>防災・防犯意識の高揚や事業の普及啓発を図る。</b></p> <p>(c) <b>危険箇所の情報を収集・提供し、圏域全体で情報を共有することで災害や事故、犯罪等の未然の防止を図る。</b></p> <p>(d) <b>防災情報の伝達手段の強化・充実を支援する。</b></p> <p>(2) 結びつきやネットワークの強化に係る取組</p> <p>A 地域公共交通</p> <p>ア 地域公共交通網の連携と生活交通の確保</p> <p>① 取組の内容</p> <p>圏域における公共交通機関の利用実態と課題を検証し、住民、交通事業者、関係機関と市が一体的に取り組むための浜田市地域公共交通_____計画を策定し、圏域の実情に対応する効率的で利便性の高い地域公共交通網を整備するとともに、<b>交通事業者への支援を行う。</b></p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 効率的で持続可能な公共交通体系の構築に向け、<b>交通事業者と連絡・調整を図る。</b></p> <p>(b) 地域公共交通の連携体制を確立し、地域住民のニーズに応じた利便性の高い交通網の整備を図る。</p> <p>(c) 民間バス事業者のバス路線廃止に伴う、代替交通の確保を図る。</p> <p>(d) <b>民間のバス事業者では対応できない交通空白地域における予約型乗合タクシー等の効果的運行を行い、生活交通の確保を図る。</b></p>

現行	改正後（案）
<p>③ 金城<u>自治区</u>・旭<u>自治区</u>・弥栄<u>自治区</u>・三隅<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) <u>民間のバス事業者では対応できない交通空白地域における予約型乗合タクシー等の効果的運行を行い、生活交通の確保を図る。</u></p> <p>(b) <u>地域公共交通の連携についての住民ニーズを把握する。</u></p> <p>(c) <u>民間バス事業者のバス路線廃止に伴う、代替交通の確保を図る。</u></p>	<p>③ 金城<u>地域</u>・旭<u>地域</u>・弥栄<u>地域</u>・三隅<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) <u>地域公共交通の連携についての住民ニーズを把握する。</u></p> <p>(b) <u>民間バス事業者のバス路線廃止に伴う、代替交通の確保を図る。</u></p> <p>(c) <u>民間のバス事業者では対応できない交通空白地域における予約型乗合タクシー等の効果的運行を行い、生活交通の確保を図る。</u></p>
<p>B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備</p> <p>ア <u>携帯電話不感地域の解消</u></p> <p>① 取組の内容</p> <p><u>携帯電話不感地域の解消を図るとともに自治区間の地域通信格差を是正し、市民の利便性の向上を図る。</u></p> <p>② 浜田<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) 圏域全体における<u>携帯電話不感地域を調査・集約し、通信事業者を含む関係機関と協議のうえ、通信用鉄塔施設の早期整備を図る。</u></p> <p>③ 金城<u>自治区</u>・旭<u>自治区</u>・弥栄<u>自治区</u>・三隅<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) <u>携帯電話不感地域の調査や地域要望をとりまとめ、情報通信格差の是正を図る。</u></p> <p>C 道路等の交通インフラの整備</p> <p>ア 生活幹線道路の整備</p> <p>① 取組の内容</p> <p>合併により広域となった圏域における<u>自治区</u>間を結ぶ連</p>	<p>B デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備</p> <p>ア <u>高速情報通信基盤の整備</u></p> <p>① 取組の内容</p> <p><u>ケーブルテレビ回線の光化整備を行うことにより情報通信格差を是正し、市民の利便の向上を図る。</u></p> <p>② 浜田<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) 圏域全体における<u>ケーブルテレビ回線の光化に向けて調査等を行い、市内ケーブルテレビ事業者を含む関係機関と協議のうえ、速やかに施工を行う。</u></p> <p>③ 金城<u>地域</u>・旭<u>地域</u>・弥栄<u>地域</u>・三隅<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) <u>光回線化における状況把握や地域要望等を取りまとめ、情報通信格差の是正を図る。</u></p> <p>C 道路等の交通インフラの整備</p> <p>ア 生活幹線道路の整備</p> <p>① 取組の内容</p> <p>合併により広域となった圏域における<u>地域</u>間を結ぶ連</p>



現行	改正後（案）
<p>絡道路として、また、災害等緊急時における市民の生命や財産を守る避難路として、生活幹線道路である市道や農林道等の整備を推進する。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 国道、主要地方道、県道及び広域農道を主要幹線道路に、市道や農林道を地域に密着した生活道路に位置付け、安定した市民生活の確保や地域の産業振興を図るため、利便性の高い道路ネットワークの整備を推進する。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 主要幹線道路については、国道や県道との円滑な接続と道路機能の充実を図り、生活道路については、主要幹線道路等へ円滑に接続できるように整備する。</p> <p>イ 冬期の安全道対策</p> <p>① 取組の内容</p> <p>冬期の安全な道路交通の確保のため、各<b>自治区</b>の実情に応じた除雪計画による迅速な除雪作業体制の充実を図る。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 各<b>自治区</b>の除雪状況を把握し、適宜、関係部署への情報伝達を行う。</p> <p>(b) 降雪時に迅速な対応ができるように除雪実施事業所との連携を強化する。</p> <p>(c) 単独の除雪が困難となった<b>自治区</b>に対し、他<b>自治区</b>からの除雪応援体制の整備を図る。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 生活に密着した通学路等の生活路線を中心に除雪作業を実施する。</p>	<p>絡道路として、また、災害等緊急時における市民の生命や財産を守る避難路として、生活幹線道路である市道や農林道等の整備を推進する。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 国道、主要地方道、県道及び広域農道を主要幹線道路に、市道や農林道を地域に密着した生活道路に位置付け、安定した市民生活の確保や地域の産業振興を図るため、利便性の高い道路ネットワークの整備を推進する。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 主要幹線道路については、国道や県道との円滑な接続と道路機能の充実を図り、生活道路については、主要幹線道路等へ円滑に接続できるように整備する。</p> <p>イ 冬期の安全道対策</p> <p>① 取組の内容</p> <p>冬期の安全な道路交通の確保のため、各<b>地域</b>の実情に応じた除雪計画による迅速な除雪作業体制の充実を図る。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 各<b>地域</b>の除雪状況を把握し、適宜、関係部署への情報伝達を行う。</p> <p>(b) 降雪時に迅速な対応ができるように除雪実施事業所との連携を強化する。</p> <p>(c) 単独の除雪が困難となった<b>地域</b>に対し、他<b>地域</b>からの除雪応援体制の整備を図る。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 生活に密着した通学路等の生活路線を中心に除雪作業を実施する。</p>

現行	改正後（案）
<p>(b) 幹線道に設置された歩道の除雪を行い歩行者等の安全確保を図る。</p> <p>(c) 除雪機械の適宜更新を図りながら除雪機械の適正配備を図る。</p> <p>D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消</p> <p>ア 地産地消の推進</p> <p>① 取組の内容</p> <p>浜田市地産地消推進条例の理念に基づき、市、生産者、事業者及び消費者が連携して農林漁業及び農林水産物に関する情報を共有化するとともに、互いの立場を理解して、相互に協力できる体制を構築し、地産地消の推進を図る。</p> <p>② 浜田<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) 産直市を核とした地産地消を図るため、出荷量や品目の増加に向けた栽培講習会を実施するとともに、商品性の向上を目指した加工表示研修会や講演会等を行う。</p> <p>(b) 履歴管理の強化を図るため、農林水産物が消費者に届けられる過程において、安全で安心な流通体制の構築を図る。</p> <p>(c) 学校や福祉施設、観光施設、外食産業等の各種団体との連携体制を構築し、地元の農林水産物の利用促進を図る。</p> <p>(d) 「食」の魅力的なまちづくりに向けた農水商工連携と地産地消の推進のため、生産者や事業者、消費者、行政等が連携した推進母体を運営する。</p> <p>③ 金城<u>自治区</u>・旭<u>自治区</u>・三隅<u>自治区</u>の役割</p>	<p>(b) 幹線道に設置された歩道の除雪を行い歩行者等の安全確保を図る。</p> <p>(c) 除雪機械の適宜更新を図りながら除雪機械の適正配備を図る。</p> <p>D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消</p> <p>ア 地産地消の推進</p> <p>① 取組の内容</p> <p>浜田市地産地消推進条例の理念に基づき、市、生産者、事業者及び消費者が連携して農林漁業及び農林水産物に関する情報を共有化するとともに、互いの立場を理解して、相互に協力できる体制を構築し、地産地消の推進を図る。</p> <p>② 浜田<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) 産直市を核とした地産地消を図るため、出荷量や品目の増加に向けた栽培講習会を実施するとともに、商品性の向上を目指した加工表示研修会や講演会等を行う。</p> <p>(b) 履歴管理の強化を図るため、農林水産物が消費者に届けられる過程において、安全で安心な流通体制の構築を図る。</p> <p>(c) 学校や福祉施設、観光施設、外食産業等の各種団体との連携体制を構築し、地元の農林水産物の利用促進を図る。</p> <p>(d) 「食」の魅力的なまちづくりに向けた農水商工連携と地産地消の推進のため、生産者や事業者、消費者、行政等が連携した推進母体を運営する。</p> <p>③ 金城<u>地域</u>・旭<u>地域</u>・三隅<u>地域</u>の役割</p>

現行	改正後（案）
<p>(a) 地産地消の推進のため、関係団体等と連携するとともに、取組について地域への情報提供を行う。</p> <p>④ 弥栄<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 地産地消の推進のため__関係団体等と連携するとともに、取組について地域への情報提供を行う。</p> <p>(b) 有機農業の促進に積極的に取り組み、安心して安全な食材の安定供給を図る。</p> <p>E 地域内外の住民との交流・移住促進</p> <p>ア 定住施策の充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>定住希望者への情報発信を行うとともに、「来て」「見て」「知って」「暮らして」もらうために、就業体験や生活体験、地域体験を通じ、移住の際の負担やギャップを軽減する施策を展開し、圏域への定住促進を図る。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 定住希望者の新規開拓と定住に関する情報発信を行う。</p> <p>(b) 圏域への移住を具体的に考えている人に対して来訪の機会を設け、現地見学や作業体験、地元住民等との交流による地域体験事業に取り組み、定住促進を図る。</p> <p>(c) <b>圏域への移住希望者に対して、就業体験や生活体験と併せて、短期滞在住宅等に滞在</b>をしてもらい、既U・Iターン者からの情報や生活関連施設の情報提供を行い、定住促進を図る。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p>	<p>(a) 地産地消の推進のため、関係団体等と連携するとともに、取組について地域への情報提供を行う。</p> <p>④ 弥栄<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 地産地消の推進のため、__関係団体等と連携するとともに、取組について地域への情報提供を行う。</p> <p>(b) 有機農業の促進に積極的に取り組み、安心して安全な食材の安定供給を図る。</p> <p>E 地域内外の住民との交流・移住促進</p> <p>ア 定住施策の充実</p> <p>① 取組の内容</p> <p>定住希望者への情報発信を行うとともに、「来て」「見て」「知って」「暮らして」もらうために、就業体験や生活体験、地域体験を通じ、移住の際の負担やギャップを軽減する施策を展開し、圏域への定住促進を図る。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 定住希望者の新規開拓と定住に関する情報発信を行う。</p> <p>(b) 圏域への移住を具体的に考えている人に対して来訪の機会を設け、現地見学や作業体験、地元住民等との交流による地域体験事業に取り組み、定住促進を図る。</p> <p>(c) <b>圏域への移住希望者に対して、就業体験や生活体験</b>_____をしてもらい、既U・Iターン者からの情報や生活関連施設の情報提供を行い、定住促進を図る。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p>

現行	改正後（案）
<p>(a) 就業・住宅・生活(子育て等)関連の制度を周知し、定住を促進する。</p> <p>(b) 定住希望者を対象にした受け入れ体制の充実を図る。</p> <p>イ 空き家の利活用</p> <p>① 取組の内容</p> <p>_____市内に点在している空き家の_____調査を実施し、空き家所有者から賃貸・売買について了解を得た後、定住を希望する人へ情報を提供する。</p> <p>② 浜田<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) 空き家調査を行い、空き家に関する所有者等の情報を収集し、ホームページ等で情報提供を行う。</p> <p>(b) 空き家の購入・賃貸希望者と、所有者、宅地建物取引業者等との調整を行う。</p> <p>(c) _____制度について周知を図る。_____</p> <p>③ 金城<u>自治区</u>・旭<u>自治区</u>・弥栄<u>自治区</u>・三隅<u>自治区</u>の役割</p> <p>(a) 地域の空き家情報を随時収集し、定住希望者へ情報提供を行う。</p> <p>(b) 制度について周知を図る。</p> <p>ウ <u>安全で安心なまちづくり</u></p> <p>① <u>取組の内容</u></p> <p><u>防災及び防犯の両面から、地域の防災・防犯組織の設立や活動の支援、地域安全マップの作成、防犯関係設備の設置等により、住民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</u></p>	<p>(a) 就業・住宅・生活(子育て等)関連の制度を周知し、定住を促進する。</p> <p>(b) 定住希望者を対象にした受け入れ体制の充実を図る。</p> <p>イ 空き家の利活用</p> <p>① 取組の内容</p> <p><u>空き家バンクの制度を周知するなど、</u>市内に点在している空き家の<u>掘り起こしを行い、</u>調査を実施し、空き家所有者から賃貸・売買について了解を得た後、定住を希望する人へ情報を提供する。</p> <p>② 浜田<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) 空き家調査を行い、空き家に関する所有者等の情報を収集し、ホームページ等で情報提供を行う。</p> <p>(b) 空き家の購入・賃貸希望者と、所有者、宅地建物取引業者等との調整を行う。</p> <p>(c) <u>補助</u>制度について周知を図る<u>ことにより、利活用を促進する。</u></p> <p>③ 金城<u>地域</u>・旭<u>地域</u>・弥栄<u>地域</u>・三隅<u>地域</u>の役割</p> <p>(a) 地域の空き家情報を随時収集し、定住希望者へ情報提供を行う。</p> <p>(b) 制度について周知を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

現行	改正後（案）
<p>② <b>浜田自治区</b>の役割</p> <p>(a) <u>防災・防犯に関する圏域全体の情報の集約と情報の提供を行う。</u></p> <p>(b) <u>関係機関と連携し、安全で安心なまちづくりの体制を整備する。</u></p> <p>(c) <u>自主防災組織の設立を促進し、併せて活動を支援する。</u></p> <p>(d) <u>防犯・防災意識の高揚や事業の普及啓発を図る。</u></p> <p>③ <b>金城自治区・旭自治区・弥栄自治区・三隅自治区</b>の役割</p> <p>(a) <u>自主防災組織の設立を促進し、併せて活動を支援する。</u></p> <p>(b) <u>防犯・防災意識の高揚や事業の普及啓発を図る。</u></p> <p>(c) <u>危険箇所の情報を収集・提供し、圏域全体で情報を共有することで災害や事故、犯罪等の未然の防止を図る。</u></p> <p>(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る取組</p> <p>A 宣言中心市等における人材の育成</p> <p>ア 人材の育成</p> <p>① 取組の内容</p> <p>島根県立大学の市民講座や公開講座、<b>住民</b>団体や<b>NPO</b><b>主催</b>の講座・研修等を通じて、住民との協働のまちづくりや多文化共生社会、男女共同参画社会を担う人材の育成を図るとともに指導者の養成に努める。</p> <p>② 浜田<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 圏域住民に対して各種の情報提供を行うとともに、大規模で高機能な収容施設を活用し、情報や場所の提供及</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る取組</p> <p>A 宣言中心市等における人材の育成</p> <p>ア 人材の育成</p> <p>① 取組の内容</p> <p>島根県立大学の市民講座や公開講座、<b>市民</b>団体_____の講座・研修等を通じて、住民との協働のまちづくりや多文化共生社会、男女共同参画社会を担う人材の育成を図るとともに指導者の養成に努める。</p> <p>② 浜田<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 圏域住民に対して各種の情報提供を行うとともに、大規模で高機能な収容施設を活用し、情報や場所の提供及</p>

現行	改正後（案）
<p>び開催促進策を行い、研修や講座等を通じて、圏域住民の人材の育成・養成を行う。</p> <p>③ 金城<b>自治区</b>・旭<b>自治区</b>・弥栄<b>自治区</b>・三隅<b>自治区</b>の役割</p> <p>(a) 研修や講座への参加を促し、教養を高め、技術等の向上を図る。</p>	<p>び開催促進策を行い、研修や講座等を通じて、圏域住民の人材の育成・養成を行う。</p> <p>③ 金城<b>地域</b>・旭<b>地域</b>・弥栄<b>地域</b>・三隅<b>地域</b>の役割</p> <p>(a) 研修や講座への参加を促し、教養を高め、技術等の向上を図る。</p>

議案第 115 号

令和 3 年度

浜田市一般会計補正予算  
(第 9 号)

令和 3 年度 浜田市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度浜田市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33,739 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,056,438 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		613,418	△2,085	611,333
	1 使用料	434,619	△2,085	432,534
15 国庫支出金		6,487,915	135,948	6,623,863
	1 国庫負担金	4,583,673	22,453	4,606,126
	2 国庫補助金	1,896,802	113,495	2,010,297
16 県支出金		3,087,505	△20,698	3,066,807
	1 県負担金	1,666,292	△22,320	1,643,972
	2 県補助金	1,282,365	1,622	1,283,987
18 寄附金		1,009,567	4,000	1,013,567
	1 寄附金	1,009,567	4,000	1,013,567
19 繰入金		3,048,631	△162,975	2,885,656
	1 基金繰入金	3,048,631	△162,975	2,885,656
21 諸収入		987,733	20,471	1,008,204
	5 雑収入	592,422	20,471	612,893
22 市債		4,559,213	△8,400	4,550,813
	1 市債	4,559,213	△8,400	4,550,813
歳入合計		42,090,177	△33,739	42,056,438

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		254,770	△3,061	251,709
	1 議 会 費	254,770	△3,061	251,709
2 総 務 費		6,258,225	△2,312	6,255,913
	1 総 務 管 理 費	5,556,991	32,228	5,589,219
	2 徴 税 費	324,346	△13,165	311,181
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	190,369	△13,681	176,688
	4 選 挙 費	134,421	△401	134,020
	5 統 計 調 査 費	18,474	642	19,116
	6 監 査 委 員 費	33,624	△7,935	25,689
3 民 生 費		11,831,141	△19,865	11,811,276
	1 社 会 福 祉 費	6,558,436	△24,651	6,533,785
	2 児 童 福 祉 費	4,415,616	3,118	4,418,734
	3 生 活 保 護 費	856,688	1,668	858,356
4 衛 生 費		3,292,144	68,972	3,361,116
	1 保 健 衛 生 費	2,038,752	79,250	2,118,002
	2 清 掃 費	1,253,392	△10,278	1,243,114
6 農 林 水 産 業 費		2,983,609	△21,620	2,961,989
	1 農 業 費	1,413,200	△8,069	1,405,131
	2 林 業 費	295,575	461	296,036
	3 水 産 業 費	1,274,834	△14,012	1,260,822
7 商 工 費		1,568,593	2,176	1,570,769
	1 商 工 費	1,568,593	2,176	1,570,769
8 土 木 費		2,849,488	△9,649	2,839,839
	1 土 木 管 理 費	732,826	△38,222	694,604
	2 道 路 橋 梁 費	1,175,448	55,300	1,230,748

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河 川 費	100,018	△10,947	89,071
	5 都 市 計 画 費	612,554	△16,159	596,395
	6 住 宅 費	228,244	379	228,623
9 消 防 費		1,286,823	△8,357	1,278,466
	1 消 防 費	1,286,823	△8,357	1,278,466
10 教 育 費		2,799,014	△40,023	2,758,991
	1 教 育 総 務 費	897,307	△2,176	895,131
	4 幼 稚 園 費	320,518	△5,434	315,084
	5 社 会 教 育 費	647,879	△31,011	616,868
	6 保 健 体 育 費	602,792	△1,402	601,390
歳 出 合 計		42,090,177	△33,739	42,056,438

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	市有施設再編整備事業	11,025
06 農林水産業費	03 水産業費	高度衛生管理型荷捌所整備事業	121,950
08 土木費	01 土木管理費	公共残土等処理場整備事業	113,490
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁等長寿命化調査点検事業	9,000
08 土木費	02 道路橋梁費	道路施設長寿命化改修事業	700
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田駅周辺整備事業	203,500
08 土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	15,700
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	14,284
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化改修事業	74,000
08 土木費	03 河川費	自然災害防止事業	32,600
10 教育費	05 社会教育費	移動図書館車整備事業	14,226

## 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
美又温泉国民保養センター管理運営費	令和4年度	3,004
浜田駅周辺整備事業	令和4年度から令和5年度まで	433,000

(廃止)

事項	期間	限度額
浜田城資料館管理運営費	令和4年度から令和6年度まで	27,759

## 第 4 表 地 方 債 補 正

( 変 更 )

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
道 路 橋 梁 整 備 事 業	千円 276,600	千円 278,400
自 然 災 害 防 止 事 業	102,700	91,700
教 育 施 設 整 備 事 業	226,600	227,400

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料	613,418	△2,085	611,333
15 国庫支出金	6,487,915	135,948	6,623,863
16 県支出金	3,087,505	△20,698	3,066,807
18 寄附金	1,009,567	4,000	1,013,567
19 繰入金	3,048,631	△162,975	2,885,656
21 諸収入	987,733	20,471	1,008,204
22 市債	4,559,213	△8,400	4,550,813
歳入合計	42,090,177	△33,739	42,056,438

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1議 会 費	254,770	△3,061	251,709				△3,061
2総 務 費	6,258,225	△2,312	6,255,913			4,634	△6,946
3民 生 費	11,831,141	△19,865	11,811,276	4,070			△23,935
4衛 生 費	3,292,144	68,972	3,361,116	45,513			23,459
6農 林 水 産 業 費	2,983,609	△21,620	2,961,989	△1,700			△19,920
7商 工 費	1,568,593	2,176	1,570,769	86,687			△84,511
8土 木 費	2,849,488	△9,649	2,839,839	△18,442	△9,200	50,000	△32,007
9消 防 費	1,286,823	△8,357	1,278,466				△8,357
10教 育 費	2,799,014	△40,023	2,758,991	△878	800	82	△40,027
歳 出 合 計	42,090,177	△33,739	42,056,438	115,250	△8,400	54,716	△195,305

## 2 歳 入

## 14 使用料及び手数料 (1 使用料)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
14 使用料及び手数料	613,418	△2,085	611,333
1 使用料	434,619	△2,085	432,534
5 商工使用料	39,684	△2,085	37,599
15 国庫支出金	6,487,915	135,948	6,623,863
1 国庫負担金	4,583,673	22,453	4,606,126
2 衛生費国庫負担金	246,807	22,453	269,260
2 国庫補助金	1,896,802	113,495	2,010,297
1 総務費国庫補助金	486,378	82,487	568,865
2 民生費国庫補助金	258,556	4,070	262,626
3 衛生費国庫補助金	133,903	23,060	156,963
5 土木費国庫補助金	356,585	3,878	360,463
16 県支出金	3,087,505	△20,698	3,066,807
1 県負担金	1,666,292	△22,320	1,643,972
3 土木費県負担金	75,000	△22,320	52,680
2 県補助金	1,282,365	1,622	1,283,987
5 商工費県補助金	6,750	2,500	9,250
7 教育費県補助金	47,797	△878	46,919



(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
	2 観光使用料	△2,085	温泉分湯収入 △2,085
	1 保健衛生費負担金	22,453	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 22,453
	1 総務管理費補助金	82,487	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 82,487
	2 児童福祉費補助金	4,070	子ども・子育て支援事業費 4,070
	1 保健衛生費補助金	23,060	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 21,110 健（検）診結果の活用に向けた情報標準化整備事業費 1,950
	1 道路橋梁費補助金	3,878	社会資本整備総合交付金 3,878
	1 土木管理費負担金	△22,320	国土調査費 △22,320
	1 商工費補助金	2,500	被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業費 2,500

16 県支出金（2 県補助金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
18 寄附金	1,009,567	4,000	1,013,567
1 寄附金	1,009,567	4,000	1,013,567
1 総務費寄附金	1,004,000	4,000	1,008,000
19 繰入金	3,048,631	△162,975	2,885,656
1 基金繰入金	3,048,631	△162,975	2,885,656
1 財政調整基金繰入金	741,405	△213,057	528,348
6 ふるさと応援基金繰入金	671,878	50,082	721,960
21 諸収入	987,733	20,471	1,008,204
5 雑入	592,422	20,471	612,893
2 雑入	592,420	20,471	612,891
22 市債	4,559,213	△8,400	4,550,813
1 市債	4,559,213	△8,400	4,550,813
6 土木債	343,600	△9,200	334,400
8 教育債	226,600	800	227,400
歳入合計	42,090,177	△33,739	42,056,438

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2	社会教育費補助金	△878	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業費 △878
1	総務管理費寄附金	4,000	企業版ふるさと寄附金 4,000
1	財政調整基金繰入金	△213,057	財政調整基金繰入金 △213,057
1	ふるさと応援基金繰入金	50,082	ふるさと応援基金繰入金 50,082
7	総務費雑入	634	国際交流員住居費負担金 △466 コミュニティ助成事業費 1,100
8	民生費雑入	19,837	浜田地区広域行政組合負担金返還金 19,837
1	道路橋梁債	1,800	道路橋梁整備事業費 1,800
2	河川債	△11,000	河川整備事業費 △11,000
3	社会教育債	800	移動図書館整備事業費 800

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	254,770	△3,061	251,709				△3,061
1 議 会 費	254,770	△3,061	251,709				△3,061
1 議 会 費	254,770	△3,061	251,709				△3,061

1 議 会 費 ( 1 議 会 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	99	1 議員報酬及び手当 $\Delta 2,632$
3 職員手当等	$\Delta 3,379$	2 職員給与費 $\Delta 429$
4 共済費	219	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	6,258,225	△2,312	6,255,913			4,634	△6,946
1 総務管理費	5,556,991	32,228	5,589,219			4,634	27,594
1 一般管理費	1,201,282	5,909	1,207,191				5,909
2 人事管理費	118,970	22,110	141,080				22,110
7 企 画 費	1,834,334	△800	1,833,534			1,100	△1,900
8 まちづくりセンター費	475,722	4,739	480,461				4,739
14 国際交流費	20,919	△3,730	17,189			△466	△3,264
16 防災諸費	42,708	4,000	46,708			4,000	

## 2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
2	給料	△3,216	1 特別職給与費 2 職員給与費
3	職員手当等	8,592	
4	共済費	533	
1	報酬	18,514	1 産休・育休等代替職員費
2	給料	△119	
3	職員手当等	897	
4	共済費	2,998	
8	旅費	△180	
18	負担金補助及び交付金	△800	1 浜田地区広域行政組合負担金 2 コミュニティ助成事業
10	需用費	4,739	1 新型コロナウイルス感染症対策事業（まちづくりセンター費）
1	報酬	△1,107	1 海外友好都市交流推進事業 2 外国青年招致事業（C I R）
4	共済費	△419	
8	旅費	△454	
11	役務費	△238	
13	使用料及び賃借料	△612	
18	負担金補助及び交付金	△900	
10	需用費	1,798	1 福祉避難所等体制整備事業
17	備品購入費	2,202	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 徴 税 費	324,346	△13,165	311,181				△13,165
1 税務総務費	226,486	△6,779	219,707				△6,779
2 賦課徴収費	97,860	△6,386	91,474				△6,386



2 総務費（2 徴税費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		△6,142	1 職員給与費 △8,842 2 地方税システム等対応事業 2,063
3 職員手当等		△2,410	
4 共済費		△290	
12 委託料		2,063	
2 給料		△2,770	1 職員給与費 △6,386
3 職員手当等		△2,657	
4 共済費		△959	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	190,369	△13,681	176,688				△13,681
1 戸籍住民基本 台帳費	190,369	△13,681	176,688				△13,681

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		△7,602	1 職員給与費 △15,414 2 戸籍事務電算化事業 1,733
3 職員手当等		△5,323	
4 共済費		△2,489	
12 委託料		1,733	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 選 挙 費	134,421	△401	134,020				△401
1 選挙管理委員会費	21,883	△401	21,482				△401

2 総務費（4 選挙費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△413	1 職員給与費 △401
4 共済費	12	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 統計調査費	18,474	642	19,116				642
1 統計調査総務費	14,486	642	15,128				642

2 総務費（5 統計調査費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		176	1 職員給与費 642
3 職員手当等		299	
4 共済費		167	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 監査委員費	33,624	△7,935	25,689				△7,935
1 監査委員費	33,624	△7,935	25,689				△7,935



2 総務費（6 監査委員費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		△4,037	1 職員給与費 △7,935
3 職員手当等		△2,583	
4 共済費		△1,315	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,831,141	△19,865	11,811,276	4,070			△23,935
1 社会福祉費	6,558,436	△24,651	6,533,785				△24,651
1 社会福祉総務費	1,049,732	△9,522	1,040,210				△9,522
2 国民年金費	27,706	△85	27,621				△85
4 老人福祉費	1,858,489	△15,607	1,842,882				△15,607
7 後期高齢者医療費	1,130,336	563	1,130,899				563

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		1,419	1 職員給与費 3,544
3 職員手当等		1,605	2 社会福祉総務事務費 $\Delta$ 1,121
4 共済費		520	3 国民健康保険特別会計繰出金 $\Delta$ 11,945
12 委託料		$\Delta$ 1,121	
27 繰出金		$\Delta$ 11,945	
2 給料		74	1 職員給与費 $\Delta$ 85
3 職員手当等		$\Delta$ 230	
4 共済費		71	
2 給料		713	1 浜田地区広域行政組合負担金 $\Delta$ 17,080
3 職員手当等		505	2 職員給与費 1,473
4 共済費		255	
18 負担金補助及び交付金		$\Delta$ 17,080	
27 繰出金		563	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 563

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,415,616	3,118	4,418,734	4,070			△952
1 児童福祉総務費	1,080,007	3,118	1,083,125	4,070			△952

3 民生費（2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		1,263	1 職員給与費 2 児童福祉総務事務費
3 職員手当等		△1,837	
4 共済費		△378	
12 委託料		4,070	
			△952 4,070

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	856,688	1,668	858,356				1,668
1 生活保護総務費	106,056	1,668	107,724				1,668

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		1,508	1 職員給与費 1,668
3 職員手当等		△220	
4 共済費		380	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,292,144	68,972	3,361,116	45,513			23,459
1 保健衛生費	2,038,752	79,250	2,118,002	45,513			33,737
1 保健衛生総務費	492,871	34,371	527,242	1,950			32,421
2 感染症予防費	569,107	43,563	612,670	43,563			
3 乳幼児等医療費	164,318	1,316	165,634				1,316



## 4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		13,642	1 職員給与費 31,445 2 保健衛生総務事務費 2,926
3 職員手当等		12,826	
4 共済費		4,977	
12 委託料		2,926	
1 報酬		△641	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 43,563
3 職員手当等		11,359	
4 共済費		△40	
7 報償費		8,792	
8 旅費		32	
10 需用費		△8,026	
11 役務費		△8,294	
12 委託料		65,609	
13 使用料及び賃借料		△28,190	
17 備品購入費		△895	
18 負担金補助及び交付金		3,857	
10 需用費		251	1 子ども医療費助成拡充準備事業 1,316
11 役務費		350	
12 委託料		715	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,253,392	△10,278	1,243,114				△10,278
1 清掃総務費	59,482	4,853	64,335				4,853
2 塵芥処理費	1,036,060	△11,409	1,024,651				△11,409
3 し尿処理費	157,850	△3,722	154,128				△3,722

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
2	給料	2,834	1 職員給与費 4,853
3	職員手当等	1,463	
4	共済費	556	
2	給料	△69	1 浜田地区広域行政組合負担金 △10,958 2 職員給与費 △451
3	職員手当等	△241	
4	共済費	△141	
18	負担金補助及び交付金	△10,958	
2	給料	△2,381	1 職員給与費 △3,722
3	職員手当等	△776	
4	共済費	△565	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,983,609	△21,620	2,961,989	△1,700			△19,920
1 農 業 費	1,413,200	△8,069	1,405,131				△8,069
1 農業委員会費	37,461	982	38,443				982
2 農業総務費	248,247	△8,330	239,917				△8,330
7 農業集落排水費	396,049	△721	395,328				△721

## 6 農林水産業費 ( 1 農 業 費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	310	1 職員給与費 982
3	職員手当等	511	
4	共済費	161	
2	給料	△610	1 職員給与費 △8,330
3	職員手当等	△6,305	
4	共済費	△1,415	
27	繰出金	△721	1 農業集落排水事業特別会計繰出金 △721

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	295,575	461	296,036				461
3 林道新設費	62,208	461	62,669				461

## 6 農林水産業費（2 林業費）

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	372	1 職員給与費 461
4	共済費	89	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	1,274,834	△14,012	1,260,822	△1,700			△12,312
1 水産業総務費	42,952	△12,003	30,949	△1,700			△10,303
2 水産業振興費	1,117,719	△1,857	1,115,862				△1,857
3 漁港管理費	83,674	△90	83,584				△90
4 漁業集落排水費	30,489	△62	30,427				△62



## 6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2	給料	△4,832	1 職員給与費 △10,303 2 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業(水産業総務費) △1,700
3	職員手当等	△3,906	
4	共済費	△1,565	
18	負担金補助及び交付金	△1,700	
2	給料	△36	1 職員給与費 106 2 高度衛生管理型荷捌所管理運営費 △1,963
3	職員手当等	64	
4	共済費	78	
18	負担金補助及び交付金	△1,963	
2	給料	△276	1 職員給与費 △90
3	職員手当等	147	
4	共済費	39	
27	繰出金	△62	1 漁業集落排水事業特別会計繰出金 △62

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,568,593	2,176	1,570,769	86,687			△84,511
1 商 工 費	1,568,593	2,176	1,570,769	86,687			△84,511
1 商工総務費	784,425	△29,788	754,637	86,687			△116,475
2 商工業振興費	473,224	△6,108	467,116				△6,108
3 観 光 費	296,696	40,000	336,696				40,000
5 企業誘致対策費	3,631	△1,928	1,703				△1,928

## 7 商 工 費 ( 1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
2	給料	△9,984	1 職員給与費 △31,788
3	職員手当等	△16,674	2 みすみフェスティバル開催事業 △3,000
4	共済費	△5,130	3 被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業 5,000
18	負担金補助及び交付金	2,000	
1	報酬	△2,402	1 商工業振興事務費 △2,595
3	職員手当等	△511	2 港湾活用促進事業 △3,513
4	共済費	△474	
8	旅費	△126	
18	負担金補助及び交付金	△2,595	
18	負担金補助及び交付金	40,000	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（観光費） 40,000
8	旅費	△857	1 浜田市人会事業 △1,928
11	役務費	△69	
13	使用料及び賃借料	△2	
18	負担金補助及び交付金	△1,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2,849,488	△9,649	2,839,839	△18,442	△9,200	50,000	△32,007
1 土木管理費	732,826	△38,222	694,604	△22,320			△15,902
1 土木総務費	651,483	△38,222	613,261	△22,320			△15,902

## 8 土 木 費 ( 1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△7,113	1 職員給与費 △8,148 2 地籍調査事業 △30,074
3 職員手当等	△222	
4 共済費	△1,005	
7 報償費	△60	
8 旅費	△789	
10 需用費	△2,203	
11 役務費	△378	
12 委託料	△24,940	
13 使用料及び賃借料	△1,371	
18 負担金補助及び交付金	△91	
21 補償補填及び賠償金	△50	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,175,448	55,300	1,230,748	3,878	1,800	50,000	△378
3 道路新設改良費	508,422	△3,068	505,354		△1,100		△1,968
4 交通安全対策事業費	85,674	8,368	94,042	3,878	2,900		1,590
6 橋梁新設改良費	265,360	50,000	315,360			50,000	

## 8 土 木 費 ( 2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	△506	1 職員給与費 2 白砂1号線改良事業
3	職員手当等	△1,147	
4	共済費	△399	
12	委託料	△1,016	
2	給料	350	1 職員給与費 2 歩道整備事業
3	職員手当等	698	
4	共済費	336	
10	需用費	204	
14	工事請負費	6,780	
14	工事請負費	50,000	1 周布橋仮設歩道橋整備事業 50,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 河 川 費	100,018	△10,947	89,071		△11,000		53
3 河川整備事業費	20,000	△10,947	9,053		△11,000		53



## 8 土 木 費 ( 3 河 川 費 )

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△4,947	1 恩地川 ( 2 工区 ) 河川改修事業 △10,947
21 補償補填及び賠償金	△6,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	612,554	△16,159	596,395				△16,159
1 都市計画総務費	32,777	△249	32,528				△249
3 公園費	109,356	221	109,577				221
4 公共下水道費	470,221	△16,131	454,090				△16,131

## 8 土 木 費 ( 5 都市計画費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	△343	1 職員給与費 △249
3	職員手当等	△3	
4	共済費	97	
2	給料	188	1 職員給与費 221
3	職員手当等	38	
4	共済費	△5	
27	繰出金	△16,131	1 公共下水道事業会計繰出金 △16,131

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 住 宅 費	228,244	379	228,623				379
1 住宅管理費	228,244	379	228,623				379

## 8 土 木 費 ( 6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	291	1 職員給与費 379
3 職員手当等	△30	
4 共済費	118	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,286,823	△8,357	1,278,466				△8,357
1 消 防 費	1,286,823	△8,357	1,278,466				△8,357
1 常備消防費	1,113,706	△8,357	1,105,349				△8,357

9 消 防 費 ( 1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	5,256	1 職員給与費 <span style="float:right">△8,357</span>
3 職員手当等	△12,171	
4 共済費	△1,442	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,799,014	△40,023	2,758,991	△878	800	82	△40,027
1 教育総務費	897,307	△2,176	895,131	△878			△1,298
2 事務局費	698,394	△106	698,288				△106
3 教育研究指導費	195,726	△2,070	193,656	△878			△1,192



## 10 教育費（1 教育総務費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
2	給料	3,050	1 教育長給与費 △87 2 職員給与費 △19
3	職員手当等	△3,182	
4	共済費	26	
12	委託料	△2,070	1 学校支援員配置事業 △2,070

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 幼稚園費	320,518	△5,434	315,084				△5,434
1 幼稚園費	320,518	△5,434	315,084				△5,434

## 10 教育費（4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
2	給料	△1,962	1 職員給与費 △5,434
3	職員手当等	△2,664	
4	共済費	△808	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	647,879	△31,011	616,868		800	82	△31,893
1 社会教育総務費	199,005	△33,557	165,448				△33,557
2 図書館費	129,579	882	130,461		800	82	
4 生涯学習推進費	24,681	1,664	26,345				1,664

10 教 育 費 ( 5 社会教育費)

(単位：千円)

節		金額	説 明
区 分			
2	給料	△16,430	1 職員給与費 △34,831 2 新型コロナウイルス感染症対策事業 (社会教育総務費) 1,274
3	職員手当等	△13,290	
4	共済費	△5,111	
10	需用費	1,274	
12	委託料	882	1 移動図書館車整備事業 882
10	需用費	1,494	1 二十歳の集い開催事業 1,664
11	役務費	170	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	602,792	△1,402	601,390				△1,402
3 体 育 費	20,872	△1,402	19,470				△1,402

10 教 育 費 ( 6 保健体育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△24	1 東京2020オリンピック・パラ リンピック関連事業 △1,402
10 需用費	△25	
12 委託料	△1,353	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	長 等	3		26,400	7,844 3.10月分			7,454	41,698	6,635	48,333	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	100,933		28,202 3.10月分				129,135	33,869	163,004	
	そ の 他	2,042	71,996					45,765	117,761		117,761	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,067	172,929	26,400	36,046			53,219	288,594	40,504	329,098	
補 正 前	長 等	3		26,400	8,097 3.20月分			7,454	41,951	6,685	48,636	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	100,933		30,834 3.20月分				131,767	33,869	165,636	
	そ の 他	2,042	71,996					34,247	106,243		106,243	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,069	172,929	26,400	38,931			41,701	279,961	40,554	320,515	
比 較	長 等				△ 253				△ 253	△ 50	△ 303	
	議 員	△ 2			△ 2,632				△ 2,632		△ 2,632	
	そ の 他							11,518	11,518		11,518	
	計	△ 2			△ 2,885			11,518	8,633	△ 50	8,583	



2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補正後	( 809) 597 人	912,182 千円	2,292,896 千円	1,848,123 千円	5,053,201 千円
補正前	( 791) 599	897,818	2,330,151	1,897,554	5,125,523
比較	( 18) △2	14,364	△37,255	△49,431	△72,322
区分	共 済 費	合 計	備 考		
補正後	906,604 千円	5,959,805 千円			
補正前	918,872	6,044,395			
比較	△12,268	△84,590			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補正後	( 32) 571 人	千円	2,284,874 千円	1,689,415 千円	3,974,289 千円
補正前	( 34) 573		2,320,565	1,738,216	4,058,781
比較	( △2) △2		△35,691	△48,801	△84,492
区分	共 済 費	合 計	備 考		
補正後	765,748 千円	4,740,037 千円			
補正前	779,631	4,838,412			
比較	△13,883	△98,375			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補正後	( 777) 26 人	912,182 千円	8,022 千円	158,708 千円	1,078,912 千円
補正前	( 757) 26	897,818	9,586	159,338	1,066,742
比較	( 20)	14,364	△1,564	△630	12,170
区分	共 済 費	合 計	備 考		
補正後	140,856 千円	1,219,768 千円			
補正前	139,241	1,205,983			
比較	1,615	13,785			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,178 千円		80,455 千円	749 千円	34,650 千円
	補正前	45,346		86,136	749	38,937
	比 較	△168		△5,681		△4,287
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	44,113 千円	456 千円	4,774 千円	147,105 千円	16,247 千円
	補正前	46,529	456	3,806	150,777	16,814
	比 較	△2,416		968	△3,672	△567
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 千円	1,814 千円	650,136 千円	384,596 千円	
	補正前	45	1,576	691,083	396,612	
	比 較		238	△40,947	△12,016	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	377,554 千円		60,251 千円		
	補正前	380,824		37,864		
	比 較	△3,270		22,387		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△37,255 千円	1	給与改定に伴う増減額 千円	
		2	普通昇給に伴う増減額 △1,805 千円	普通昇給分 平均昇給率 1.25% 昇給数 職員数 1号給 4人 2号給 2人 3号給 22人 4号給 474人
		3	その他の増減分 △35,450 千円	退職に伴う減額 △12,413 千円 新規採用に伴う増額 11,910 千円 他会計との異動等による増減額 △671 千円 昇格等による増減額 121 千円 その他による増減等 △34,397 千円 給料額の削減による減額 千円

職員手当	△49,431 千円	管理職手当	△168	人事異動に伴う減
		初任給調整		
		扶養手当	△5,681	実績見込等による減
		地域手当		
		住居手当	△4,287	実績見込等による減
		通勤手当	△2,416	実績見込等による減
		単身赴任手当		
		特殊勤務手当	968	実績見込等による増
		時間外勤務手当	△3,672	実績見込等による減
		夜間勤務手当	△567	実績見込等による減
		宿日直手当		
		管理職員特別勤務手当	238	実績見込等による増
		期末手当	△40,947	支給割合変更等に伴う減
		勤勉手当	△12,016	実績見込等による減
		災害派遣手当		
退職手当組合負担金	△3,270	実績見込等による減		
退職手当組合加入特別負担金				
退職手当組合特別負担金	22,387	勸奨退職等による増		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	326,546	369,881
	平均給与月額 (円)	376,042	388,207
	平均年齢 (歳)	43.09	55.11
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	323,750	368,641
	平均給与月額 (円)	368,188	384,437
	平均年齢 (歳)	43.06	55.02

イ 初任給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	7級	14	3.9			
	6級	52	14.3			
	5級	27	7.5			
	4級	( 6) 152	42.0	4級	16	100.0
	3級	( 17) 57	15.7	3級	( 3)	
	2級	33	9.1	2級		
	1級	27	7.5	1級		
	計	( 23) 362	100.0	計	( 3) 16	100.0
令和2年10月1日現在	7級	13	3.6			
	6級	53	14.6			
	5級	23	6.3			
	4級	( 6) 150	41.3	4級	17	100.0
	3級	( 16) 65	17.9	3級	( 4)	
	2級	27	7.5	2級		
	1級	32	8.8	1級		
	計	( 22) 363	100.0	計	( 4) 17	100.0

注 ( )は短時間勤務の職員数(外数)

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長・支所長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級	2 級	1 級	
技能労務職	4 級	3 級	2 級	1 級
	班長・主任用務員・主任乗務員	主任用務員・主任乗務員	用務員・乗務員	用務員・乗務員

エ 昇給

		合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	571	362	16	193	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	502	324	9	169	
	号給数別内訳	1号給 (人)	4	2		2
		2号給 (人)	2	1		1
		3号給 (人)	22	12		10
		4号給 (人)	474	309	9	156
比 率 (B/A) (%)	87.9	89.5	56.3	87.6		
補正前	職 員 数 (A) (人)	573	362	16	195	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	503	327	9	167	
	号給数別内訳	1号給 (人)	4	2		2
		2号給 (人)	1	1		
		3号給 (人)	22	12		10
		4号給 (人)	476	312	9	155
比 率 (B/A) (%)	87.8	90.3	56.3	85.6		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225 (1.175)	2.075 (1.075)	4.300 (2.250)	制度あり	
補正前	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	4.450 (2.350)	制度あり	
国の制度	2.225 (1.175)	2.075 (1.075)	4.300 (2.250)	制度あり	

注 ( )は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域	5級地			
支給率 (%)	10			
支給対象職員数	1			
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	10			

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	0.210	0.021	0.443	0.551
支給対象職員の比率 (%)	27.846	4.420	56.250	69.430
代表的な特殊勤務手当の名称	強制執行手当、犬・猫等死体処理手当、危険物取扱手当、消防出動手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[ 既決分 ]	千円 7,598,834		千円 1,260,361	千円 2,010,975		千円 4,327,498	千円 1,633,143	千円 2,694,355
美又温泉国民保養センター管理運営費	3,004	令和4年度から			令和4年度まで	3,004		3,004
浜 田 駅 周 辺 整 備 事 業	433,000	令和4年度から			令和5年度まで	433,000	247,676	185,324
浜 田 城 資 料 館 管 理 運 営 費	△ 27,759	令和4年度から			令和6年度まで	△ 27,759		△ 27,759
計	8,007,079		1,260,361	2,010,975		4,735,743	1,880,819	2,854,924

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補 正 前 の 額	千円 272,094	千円 69,400	千円 60,751	千円 280,743
	補 正 額		2,900		2,900
	補 正 後 の 額	272,094	72,300	60,751	283,643
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,111,766	582,000	1,736,400	15,957,366
	補 正 額		△ 11,000		△ 11,000
	補 正 後 の 額	17,111,766	571,000	1,736,400	15,946,366
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,872,686	1,467,700	1,884,170	14,456,216
	補 正 額		△ 300		△ 300
	補 正 後 の 額	14,872,686	1,467,400	1,884,170	14,455,916
計	補 正 前 の 額	50,116,055	4,559,213	6,017,885	48,657,383
	補 正 額		△ 8,400		△ 8,400
	補 正 後 の 額	50,116,055	4,550,813	6,017,885	48,648,983

# 令和 3 年度

## 浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 1 号)



令和 3 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,168 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,341,311 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,416 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 255,602 千円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		652,228	△11,945	640,283
	1 他 会 計 繰 入 金	642,228	△11,945	630,283
7 繰 越 金		1	38,202	38,203
	1 繰 越 金	1	38,202	38,203
8 諸 収 入		4,507	6,911	11,418
	3 雑 入	2,003	6,911	8,914
歳 入 合 計		6,308,143	33,168	6,341,311

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		150,362	△3,529	146,833
	1 総 務 管 理 費	144,260	△3,529	140,731
6 基 金 積 立 金		754	34,221	34,975
	1 基 金 積 立 金	754	34,221	34,975
8 諸 支 出 金		108,920	2,476	111,396
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,123	10,892	14,015
	3 繰 出 金	105,767	△8,416	97,351
歳 出 合 計		6,308,143	33,168	6,341,311

表 歳入歳出予算補正（直営診療施設勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		105,767	△8,416	97,351
	1 事業勘定繰入金	105,767	△8,416	97,351
歳入	合計	264,018	△8,416	255,602

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		201,899	△8,416	193,483
	1 施 設 管 理 費	201,899	△8,416	193,483
歳 出 合 計		264,018	△8,416	255,602

歳入歳出補正予算事項別明細書  
(事業勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	652,228	△11,945	640,283
7 繰越金	1	38,202	38,203
8 諸収入	4,507	6,911	11,418
歳入合計	6,308,143	33,168	6,341,311

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	150,362	△3,529	146,833			△3,529	
6基 金 積 立 金	754	34,221	34,975				34,221
8諸 支 出 金	108,920	2,476	111,396			△1,505	3,981
歳 出 合 計	6,308,143	33,168	6,341,311	0	0	△5,034	38,202

## 2 歳 入

## 6 繰 入 金 ( 1 他会計繰入金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
6 繰 入 金	652,228	△11,945	640,283
1 他会計繰入金	642,228	△11,945	630,283
1 一般会計繰入金	642,228	△11,945	630,283
7 繰 越 金	1	38,202	38,203
1 繰 越 金	1	38,202	38,203
1 その他繰越金	1	38,202	38,203
8 諸 収 入	4,507	6,911	11,418
3 雑 入	2,003	6,911	8,914
4 雑 入	1	6,911	6,912
歳 入 合 計	6,308,143	33,168	6,341,311



(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
3	職員給与費等繰入金	△3,529	職員給与費等繰入金 △3,529
6	その他一般会計繰入金	△8,416	直診施設運営補助繰入金 △8,416
1	その他繰越金	38,202	その他繰越金 38,202
1	雑入	6,911	診療報酬返還金 6,911

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	150,362	△3,529	146,833			△3,529	
1 総務管理費	144,260	△3,529	140,731			△3,529	
1 一般管理費	141,128	△3,529	137,599			△3,529	

1 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2 給料	△941	1 職員給与費 △3,529
3 職員手当等	△2,580	
4 共済費	△8	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 基金積立金	754	34,221	34,975				34,221
1 基金積立金	754	34,221	34,975				34,221
1 財政調整基金積立金	754	34,221	34,975				34,221

## 6 基金積立金 ( 1 基金積立金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24 積立金		34,221	1 財政調整基金積立金 34,221

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	108,920	2,476	111,396			△1,505	3,981
1 償還金及び還付加算金	3,123	10,892	14,015			6,911	3,981
3 償 還 金	1	10,892	10,893			6,911	3,981

## 8 諸支出金 ( 1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
22	償還金利子及び割引料	10,892	1 償 還 金 10,892

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 繰 出 金	105,767	△8,416	97,351			△8,416	
1 直営診療施設 勘定繰出金	105,767	△8,416	97,351			△8,416	



## 8 諸支出金 (3 繰出金)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
27 繰出金	△8,416	1 直営診療施設勘定繰出金 △8,416

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 4) 13 人	7,059 千円	52,689 千円	35,721 千円	95,469 千円
補 正 前	( 4) 14	7,059	53,630	38,301	98,990
比 較	△1		△941	△2,580	△3,521
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	18,607 千円	114,076 千円			
補 正 前	18,615	117,605			
比 較	△8	△3,529			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	13 人	千円	52,689 千円	34,220 千円	86,909 千円
補 正 前	14		53,630	36,800	90,430
比 較	△1		△941	△2,580	△3,521
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	17,189 千円	104,098 千円			
補 正 前	17,197	107,627			
比 較	△8	△3,529			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 4) 人	7,059 千円	千円	1,501 千円	8,560 千円
補 正 前	( 4)	7,059		1,501	8,560
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	1,418 千円	9,978 千円			
補 正 前	1,418	9,978			
比 較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	708 <sup>千円</sup>		1,038 <sup>千円</sup>		624 <sup>千円</sup>
	補正前	999		1,056		648
	比 較	△291		△18		△24
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	709 <sup>千円</sup>		6 <sup>千円</sup>	1,966 <sup>千円</sup>	
	補正前	714		6	2,963	
	比 較	△5			△997	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当
	補正後		35 <sup>千円</sup>	12,785 <sup>千円</sup>	8,822 <sup>千円</sup>	
	補正前			13,705	9,093	
	比 較		35	△920	△271	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	9,028 <sup>千円</sup>				
	補正前	9,117				
	比 較	△89				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△941 <sup>千円</sup>	1	給与改定に伴う増減額 <sup>千円</sup>	
		2	普通昇給に伴う増減額 <sup>千円</sup>	普通昇給分 平均昇給率 1.25% 昇給数 職員数 1号給 1人 2号給 3号給 4号給 12人
		3	その他の増減分 <sup>千円</sup>	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額 <sup>千円</sup>

職員手当	△2,580 千円	管理職手当	△291	人事異動に伴う減
		初任給調整		
		扶養手当	△18	人事異動に伴う減
		地域手当		
		住居手当	△24	人事異動に伴う減
		通勤手当	△5	人事異動に伴う減
		単身赴任手当		
		特殊勤務手当		
		時間外勤務手当	△997	実績見込等による減
		夜間勤務手当		
		宿日直手当		
		管理職員特別勤務手当	35	実績見込等による増
		期末手当	△920	支給割合変更等に伴う減
		勤勉手当	△271	人事異動等に伴う減
退職手当組合負担金	△89	人事異動に伴う減		
退職手当組合加入特別負担金				
退職手当組合特別負担金				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	326,292	
	平均給与月額 (円)	352,148	
	平均年齢 (歳)	43.11	
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	325,029	
	平均給与月額 (円)	343,736	
	平均年齢 (歳)	44.00	

イ 初任給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	7級					
	6級	1	7.7			
	5級	1	7.7			
	4級	5	38.4	4級		
	3級	5	38.5	3級		
	2級	1	7.7	2級		
	1級			1級		
	計	13	100.0	計		
令和2年10月1日現在	7級					
	6級	2	14.3			
	5級	1	7.1			
	4級	5	35.7	4級		
	3級	5	35.7	3級		
	2級			2級		
	1級	1	7.2	1級		
	計	14	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級	2 級	1 級	
	主任主事・主任技師	主事・技師	主事・技師	
技能労務職	4 級	3 級	2 級	1 級
	班長・主任用務員・主任乗務員	主任用務員・主任乗務員	用務員・乗務員	用務員・乗務員

エ 昇給

		合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	13	13			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	13	13			
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1		
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	12	12		
比 率 (B/A) (%)	100.0	100.0				
補正前	職 員 数 (A) (人)	14	14			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	14			
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1	1		
		4号給 (人)	13	13		
比 率 (B/A) (%)	100.0	100.0				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.300	制度あり	
補正前	2.225	2.225	4.450	制度あり	
国の制度	2.225	2.075	4.300	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域				
支給率 (%)				
支給対象職員数				
国の指定基準に 基づく支給率 (%)				

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	0.012	0.012		
支給対象職員の比率 (%)	7.692	7.692		
代表的な特殊勤務手当の名称	強制執行手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	



歳入歳出補正予算事項別明細書  
(直営診療施設勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	105,767	△8,416	97,351
歳入合計	264,018	△8,416	255,602



(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	201,899	△8,416	193,483			△8,416	
歳 出 合 計	264,018	△8,416	255,602	0	0	△8,416	0

## 2 歳 入

## 4 繰 入 金 ( 1 事業勘定繰入金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
4 繰 入 金	105,767	△8,416	97,351
1 事業勘定繰入金	105,767	△8,416	97,351
1 事業勘定繰入金	105,767	△8,416	97,351
歳 入 合 計	264,018	△8,416	255,602

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事業勘定繰入金	△8,416	運営補助金 △8,416

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	201,899	△8,416	193,483			△8,416	
1 施設管理費	201,899	△8,416	193,483			△8,416	
1 一般管理費	201,899	△8,416	193,483			△8,416	

1 総務費（1 施設管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
2	給料	△3,089	1 職員給与費 △8,416
3	職員手当等	△4,346	
4	共済費	△981	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 16) 9 人	26,439 千円	44,705 千円	68,294 千円	139,438 千円
補 正 前	( 17) 9	26,439	47,794	72,640	146,873
比 較	( △1)		△3,089	△4,346	△7,435
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	22,948 千円	162,386 千円			
補 正 前	23,929	170,802			
比 較	△981	△8,416			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 2) 9 人	千円	44,705 千円	63,491 千円	108,196 千円
補 正 前	( 3) 9		47,794	67,837	115,631
比 較	( △1)		△3,089	△4,346	△7,435
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	18,372 千円	126,568 千円			
補 正 前	19,353	134,984			
比 較	△981	△8,416			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 14) 人	26,439 千円	千円	4,803 千円	31,242 千円
補 正 前	( 14)	26,439		4,803	31,242
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,576 千円	35,818 千円			
補 正 前	4,576	35,818			
比 較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	2,684 <sup>千円</sup>	17,999 <sup>千円</sup>	1,536 <sup>千円</sup>	4,352 <sup>千円</sup>	805 <sup>千円</sup>
	補正前	2,746	18,497	1,614	4,454	924
	比 較	△62	△498	△78	△102	△119
	区 分	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,370 <sup>千円</sup>		7,562 <sup>千円</sup>	1,690 <sup>千円</sup>	
	補正前	1,513		9,432	1,399	
	比 較	△143		△1,870	291	
	区 分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	126 <sup>千円</sup>	54 <sup>千円</sup>	15,481 <sup>千円</sup>	8,368 <sup>千円</sup>	
	補正前	126	54	16,644	8,784	
	比 較			△1,163	△416	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特別負担金		
	補正後	6,267 <sup>千円</sup>				
	補正前	6,453				
	比 較	△186				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△3,089 <sup>千円</sup>	1	給与改定に伴う増減額 <sup>千円</sup>	
		2	普通昇給に伴う増減額 △639 <sup>千円</sup>	普通昇給分 平均昇給率 1.25% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 1人 4号給 7人
		3	その他の増減分 △2,450 <sup>千円</sup>	退職に伴う減額 <sup>千円</sup> 新規採用に伴う増額 <sup>千円</sup> 他会計との異動等による増減額 △2,450 <sup>千円</sup> 昇格等による増減額 <sup>千円</sup> その他による増減等 <sup>千円</sup> 給料額の削減による減額 <sup>千円</sup>

職員手当	△4,346 千円	管理職手当	△62	実績見込による減
		初任給調整	△498	実績見込による減
		扶養手当	△78	実績見込による減
		地域手当	△102	実績見込による減
		住居手当	△119	実績見込による減
		通勤手当	△143	人事異動等に伴う減
		単身赴任手当		
		特殊勤務手当	△1,870	実績見込等による減
		時間外勤務手当	291	実績見込等による増
		夜間勤務手当		
		宿日直手当		
		管理職員特別勤務手当		
		期末手当	△1,163	支給割合変更等に伴う減
		勤勉手当	△416	人事異動等に伴う減
		退職手当組合負担金	△186	実績見込等による減
退職手当組合加入特別負担金				
退職手当組合特別負担金				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区分		一般行政職	医療職
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	376,100	475,700
	平均給与月額 (円)	462,022	1,110,988
	平均年齢 (歳)	46.09	46.09
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	359,200	469,300
	平均給与月額 (円)	405,473	1,115,231
	平均年齢 (歳)	45.09	45.09

イ 初任給

浜田市			国		
区分	一般行政職	医療職	区分	一般行政職	医療職
高校卒	150,600 円		高校卒	150,600 円	
大学卒	171,700 円	274,500 円	大学卒	182,200 円	249,800 円



ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医 療 職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級	1	100.0			
	4級			4級		
	3級			3級 ( 2)	3	100.0
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	1	100.0	計 ( 2)	3	100.0
令和2年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	1	100.0	4級		
	3級 ( 1)			3級 ( 2)	3	100.0
	2級			2級		
	1級			1級		
	計 ( 1)	1	100.0	計 ( 2)	3	100.0

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

(級別の標準的な職務内容)

	7 級	6 級	5 級	4 級
一般行政職	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任看護師
	3 級	2 級	1 級	
	主任主事・主任看護師	主事・看護師	主事・看護師	
医 療 職	4 級	3 級	2 級	1 級
	部長	所長	医師	医師

エ 昇給

		合 計	一般行政職	医 療 職	その他の職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	9	1	3	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	1	2	5	
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1			1
		4号給 (人)	7	1	2	4
比 率 (B/A) (%)	88.9	100.0	66.7	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	9	1	3	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	1	2	5	
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1			1
		4号給 (人)	7	1	2	4
比 率 (B/A) (%)	88.9	100.0	66.7	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.300	制度あり	
補正前	2.225	2.225	4.450	制度あり	
国の制度	2.225	2.075	4.300	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域	医 療 職			
支 給 率 (%)	16			
支給対象職員数	3			
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	16			

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	医 療 職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	15.234		29.806	4.035
支給対象職員の比率 (%)	88.889		100.000	100.000
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業等従事手当、医師手当、放射線取扱手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

# 令和 3 年度

## 浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 421 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 621,087 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		396,049	△721	395,328
	1 一般会計繰入金	396,049	△721	395,328
7 市債		129,000	300	129,300
	1 市債	129,000	300	129,300
歳入	合計	621,508	△421	621,087

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水費		210,525	△ 421	210,104
	1 総務管理費	170,525	△ 421	170,104
2 公債費		410,983	0	410,983
	1 公債費	410,983	0	410,983
歳出合計		621,508	△ 421	621,087

## 第 2 表 地 方 債 補 正

( 変 更 )

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
農 業 集 落 排 水 事 業	千円 129,000	千円 129,300

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	396,049	△721	395,328
7 市債	129,000	300	129,300
歳入合計	621,508	△421	621,087



(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1農業集落排水費	210,525	△421	210,104			△421	
2公 債 費	410,983	0	410,983		300	△300	
歳 出 合 計	621,508	△421	621,087	0	300	△721	0

2 歳 入

4 繰 入 金 ( 1 一般会計繰入金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
4 繰 入 金	396,049	△721	395,328
1 一般会計繰入金	396,049	△721	395,328
1 一般会計繰入金	396,049	△721	395,328
7 市 債	129,000	300	129,300
1 市 債	129,000	300	129,300
1 農業集落排水事業債	129,000	300	129,300
歳 入 合 計	621,508	△421	621,087

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分		説	明
1	一般会計繰入金	△721	一般会計繰入金	△721
1	農業集落排水事業債	300	資本費平準化債	300

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水費	210,525	△421	210,104			△421	
1 総務管理費	170,525	△421	170,104			△421	
1 一般管理費	49,110	△421	48,689			△421	

1 農業集落排水費 ( 1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	△150	1 職員給与費 △421
3	職員手当等	△160	
4	共済費	△111	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公 債 費	410,983	0	410,983		300	△300	
1 公 債 費	410,983	0	410,983		300	△300	
1 元 金	366,163	0	366,163		300	△300	

2 公 債 費 ( 1 公 債 費 )

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	14,638 千円	10,665 千円	25,303 千円
補 正 前	4		14,788	10,825	25,613
比 較			△150	△160	△310
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,938 千円	30,241 千円			
補 正 前	5,049	30,662			
比 較	△111	△421			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	14,638 千円	10,665 千円	25,303 千円
補 正 前	4		14,788	10,825	25,613
比 較			△150	△160	△310
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,938 千円	30,241 千円			
補 正 前	5,049	30,662			
比 較	△111	△421			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	人	千円	千円	千円	千円
補 正 前					
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	千円	千円			
補 正 前					
比 較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)



職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後			350		642
	補正前			378		648
	比 較			△28		△6
	区 分	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	244			1,332	
	補正前	219			1,143	
	比 較	25			189	
	区 分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後			3,143	2,465	
	補正前			3,394	2,529	
	比 較			△251	△64	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特別負担金		
	補正後	2,489				
	補正前	2,514				
	比 較	△25				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△150 千円	1 給与改定に伴う増減額		
		2 普通昇給に伴う増減額	普通昇給分	平均昇給率 1.25% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 4号給 4人
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	職員数の異動状況 現に在職する職員数 計 本年度 4人 4人 前年度 4人 4人 増 減

職員手当	△160 千円	管理職手当		
		初任給調整		
		扶養手当	△28	人事異動に伴う減
		地域手当		
		住居手当	△6	人事異動に伴う減
		通勤手当	25	人事異動に伴う増
		単身赴任手当		
		特殊勤務手当		
		時間外勤務手当	189	実績見込等による増
		夜間勤務手当		
		宿日直手当		
		管理職員特別勤務手当		
		期末手当	△251	支給割合変更等に伴う減
		勤勉手当	△64	人事異動等に伴う減
退職手当				
退職手当組合負担金	△25	人事異動に伴う減		
退職手当組合加入特別負担金				
退職手当組合特別負担金				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	303,775	
	平均給与月額 (円)	355,158	
	平均年齢 (歳)	42.00	
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	301,750	
	平均給与月額 (円)	336,886	
	平均年齢 (歳)	42.02	

イ 初任給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	2	50.0	4級		
	3級	1	25.0	3級		
	2級			2級		
	1級	1	25.0	1級		
	計	4	100.0	計		
令和2年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	2	50.0	4級		
	3級	1	25.0	3級		
	2級			2級		
	1級	1	25.0	1級		
	計	4	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級 主任主事・主任技師	2 級 主事・技師	1 級 主事・技師	
技能労務職	4 級 班長・主任用務員・主任乗務員	3 級 主任用務員・主任乗務員	2 級 用務員・乗務員	1 級 用務員・乗務員

エ 昇給

		合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	4	4			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4			
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	4	4		
比 率 (B/A) (%)	100.0	100.0				
補正前	職 員 数 (A) (人)	4	4			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	3	3		
比 率 (B/A) (%)	75.0	75.0				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.300	制度あり	
補正前	2.225	2.225	4.450	制度あり	
国の制度	2.225	2.075	4.300	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域				
支給率 (%)				
支給対象職員数				
国の指定基準に 基づく支給率 (%)				

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

## 地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 3,324,985	千円 113,000	千円 315,156	千円 3,122,829
	補 正 額		300		300
	補 正 後 の 額	3,324,985	113,300	315,156	3,123,129
計	補 正 前 の 額	3,444,904	129,000	366,163	3,207,741
	補 正 額		300		300
	補 正 後 の 額	3,444,904	129,300	366,163	3,208,041

# 令和 3 年度

## 浜田市漁業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度 浜田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度浜田市の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,562 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,380 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		30,489	△62	30,427
	1 一般会計繰入金	30,489	△62	30,427
6 市債		5,100	△1,500	3,600
	1 市債	5,100	△1,500	3,600
歳入合計		47,942	△1,562	46,380



2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水費		23,866	△1,569	22,297
	1 総務管理費	23,866	△1,569	22,297
2 公債費		24,076	7	24,083
	1 公債費	24,076	7	24,083
歳出合計		47,942	△1,562	46,380

## 第 2 表 地 方 債 補 正

( 変 更 )

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
漁 業 集 落 排 水 事 業	千円 5,100	千円 3,600

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	30,489	△62	30,427
6 市債	5,100	△1,500	3,600
歳入合計	47,942	△1,562	46,380

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1漁業集落排水費	23,866	△1,569	22,297		△1,500	△69	
2公 債 費	24,076	7	24,083			7	
歳 出 合 計	47,942	△1,562	46,380	0	△1,500	△62	0

## 2 歳 入

## 3 繰 入 金 ( 1 一般会計繰入金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
3 繰 入 金	30,489	△62	30,427
1 一般会計繰入金	30,489	△62	30,427
1 一般会計繰入金	30,489	△62	30,427
6 市 債	5,100	△1,500	3,600
1 市 債	5,100	△1,500	3,600
1 漁業集落排水事業債	5,100	△1,500	3,600
歳 入 合 計	47,942	△1,562	46,380

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	△62	一般会計繰入金 △62
1	漁業集落排水事業債	△1,500	漁業集落排水整備事業費 △1,500

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 漁業集落排水費	23,866	△1,569	22,297		△1,500	△69	
1 総務管理費	23,866	△1,569	22,297		△1,500	△69	
1 一般管理費	5,891	△1,569	4,322		△1,500	△69	

1 漁業集落排水費 ( 1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△1,569	1 公営企業会計適用事業 △1,569



款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公 債 費	24,076	7	24,083			7	
1 公 債 費	24,076	7	24,083			7	
2 利 子	3,799	7	3,806			7	

2 公 債 費 ( 1 公 債 費 )

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び割引料	7	1 長期債利息 7

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	173,233	5,100	19,973	158,360
	補 正 額		△ 1,500		△ 1,500
	補 正 後 の 額	173,233	3,600	19,973	156,860
計	補 正 前 の 額	173,537	5,100	20,277	158,360
	補 正 額		△ 1,500		△ 1,500
	補 正 後 の 額	173,537	3,600	20,277	156,860

# 令和 3 年度

## 浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 563 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 930,201 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		264,381	563	264,944
	1 一般会計繰入金	264,381	563	264,944
歳入合計		929,638	563	930,201

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		34,271	563	34,834
	1 総 務 管 理 費	33,098	563	33,661
歳 出	合 計	929,638	563	930,201

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	264,381	563	264,944
歳入合計	929,638	563	930,201



(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	34,271	563	34,834			563	
歳 出 合 計	929,638	563	930,201	0	0	563	0

## 2 歳 入

## 3 繰 入 金 ( 1 一般会計繰入金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
3 繰 入 金	264,381	563	264,944
1 一般会計繰入金	264,381	563	264,944
1 事務費繰入金	22,838	563	23,401
歳 入 合 計	929,638	563	930,201

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 職 員 給 与 費 繰 入 金	563	職員給与費繰入金 563

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	34,271	563	34,834			563	
1 総務管理費	33,098	563	33,661			563	
1 一般管理費	33,098	563	33,661			563	

1 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2 給料	934	1 職員給与費 563
3 職員手当等	△584	
4 共済費	213	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	15,150 千円	8,986 千円	24,136 千円
補 正 前	4		14,216	9,570	23,786
比 較			934	△584	350
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,620 千円	28,756 千円			
補 正 前	4,407	28,193			
比 較	213	563			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	4 人	千円	15,150 千円	8,986 千円	24,136 千円
補 正 前	4		14,216	9,570	23,786
比 較			934	△584	350
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,620 千円	28,756 千円			
補 正 前	4,407	28,193			
比 較	213	563			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	人	千円	千円	千円	千円
補 正 前					
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	千円	千円			
補 正 前					
比 較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	300 千円
	補正前			78		324
	比 較			△78		△24
比較	区 分	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	26 千円	千円	千円	437 千円	千円
	補正前	152			1,376	
	比 較	△126			△939	
比較	区 分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	千円	千円	3,133 千円	2,514 千円	千円
	補正前			2,993	2,230	
	比 較			140	284	
比較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特別負担金		
	補正後	2,576 千円	千円	千円		
	補正前	2,417				
	比 較	159				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	934 千円	1 給与改定に伴う増減額		
		2 普通昇給に伴う増減額	普通昇給分	平均昇給率 1.25% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 4号給 4人
		3 その他の増減分 934 千円	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	職員数の異動状況 現に在職する職員数 計 本年度 4人 4人 前年度 4人 4人 増 減

職員手当	△584 千円	管理職手当		
		初任給調整		
		扶養手当	△78	人事異動に伴う減
		地域手当		
		住居手当	△24	人事異動に伴う減
		通勤手当	△126	人事異動に伴う減
		単身赴任手当		
		特殊勤務手当		
		時間外勤務手当	△939	実績見込等による減
		夜間勤務手当		
		宿日直手当		
		管理職員特別勤務手当		
		期末手当	140	人事異動に伴う増
		勤勉手当	284	人事異動に伴う増
		退職手当		
退職手当組合負担金	159	人事異動に伴う増		
退職手当組合加入特別負担金				
退職手当組合特別負担金				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	314,325	
	平均給与月額 (円)	322,346	
	平均年齢 (歳)	41.04	
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	289,425	
	平均給与月額 (円)	301,420	
	平均年齢 (歳)	37.11	

イ 初任給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	



ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	2	50.0	4級		
	3級	2	50.0	3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	4	100.0	計		
令和2年10月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	1	25.0	4級		
	3級	3	75.0	3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	4	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級	2 級	1 級	
	主任主事・主任技師	主事・技師	主事・技師	
技能労務職	4 級	3 級	2 級	1 級
	班長・主任用務員・主任乗務員	主任用務員・主任乗務員	用務員・乗務員	用務員・乗務員

エ 昇給

		合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	4	4			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4			
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	4	4		
比 率 (B/A) (%)	100.0	100.0				
補正前	職 員 数 (A) (人)	4	4			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4			
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1	1		
		4号給 (人)	3	3		
比 率 (B/A) (%)	100.0	100.0				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.300	制度あり	
補正前	2.225	2.225	4.450	制度あり	
国の制度	2.225	2.075	4.300	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域				
支給率 (%)				
支給対象職員数				
国の指定基準に 基づく支給率 (%)				

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)				
支給対象職員の比率 (%)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

令和3年度

浜田市水道事業会計補正予算  
(第2号)

# 目 次

令和3年度 浜田市水道事業会計補正予算（第2号） .....	1
補正予算に関する説明書	
令和3年度 浜田市水道事業会計予算実施計画 .....	2
補正予算給与費明細書 .....	3
令和3年度 浜田市水道事業予定貸借対照表 .....	8
令和3年度 浜田市水道事業予定損益計算書 .....	10
令和3年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 .....	11
令和3年度 個別注記 .....	12
その他の書類	
令和3年度 収益的支出明細書 .....	14
令和3年度 資本的支出明細書 .....	14

## 令和3年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度浜田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和3年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 費 用	1,929,703	7,386	1,937,089
第1項	営 業 費 用	1,681,987	7,386	1,689,373

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額651,454千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額94,615千円、当年度分損益勘定留保資金480,976千円、未処分利益剰余金75,863千円で補てんするものとする。）」に改め、支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	2,008,245	35	2,008,280
第1項	建 設 改 良 費	1,227,693	35	1,227,728

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条中に定めた経費の金額を次のとおり改める。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		千 円	千 円	千 円
(1)	職 員 給 与 費	241,925	7,295	249,220

令和3年11月30日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 令和3年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

### 収益的支出

#### 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用	(1) 営業費用		1,929,703	7,386	1,937,089
			1,681,987	7,386	1,689,373
		1 原水及び浄水費	194,604	3,641	198,245
		2 配水及び給水費	361,046	△ 767	360,279
		4 業 務 費	88,542	1,078	89,620
		5 総 係 費	117,042	3,434	120,476

### 資本的支出

#### 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	(1) 建設改良費		2,008,245	35	2,008,280
			1,227,693	35	1,227,728
		3 配水施設費	1,202,195	35	1,202,230

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	15	(14) 22	24,400	92,319	93,270	209,989	37,466	247,455
補正前	15	(13) 23	22,523	94,395	86,286	203,204	36,956	240,160
比較	0	(1) △ 1	1,877	△ 2,076	6,984	6,785	510	7,295

注 ( )は短時間勤務の職員数(外数)

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	15	22	234	92,319	88,320	180,873	33,331	214,204
補正前	15	23	234	94,395	81,731	176,360	33,228	209,588
比較	0	△ 1	0	△ 2,076	6,589	4,513	103	4,616

注 ( )は短時間勤務の職員数(外数)

## イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後		(14)	24,166		4,950	29,116	4,135	33,251
補正前		(13)	22,289		4,555	26,844	3,728	30,572
比較		(1)	1,877		395	2,272	407	2,679

注 ( )は短時間勤務の職員数(外数)

(単位：千円)

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	
	補正後	1,944	3,133	1,005	1,289	195	12,352	69	
	補正前	1,944	3,304	1,596	1,495	195	10,168	20	
	比較	0	△ 171	△ 591	△ 206	0	2,184	49	
手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	賞与 (手当分)	与等 金繰入 (手当分)	退職手当 組合負担金	退職手当組合 特別負担金	退職給付費	手当計
	補正後	19,091	11,150	10,657	15,768	7,881	8,736	93,270	
	補正前	19,450	11,195	10,657	16,047	1,479	8,736	86,286	
	比較	△ 359	△ 45	0	△ 279	6,402	0	6,984	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 2,076 千円	1. 給与改定に伴う増減額 千円		給与改定の状況 補正前改定率  実施時期
		2. 普通昇給に伴う増減額 △ 61 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.25% 昇給数 職員数 1号給 1人 2号給 3号給 1人 4号給 17人
		3. その他の増減分 △ 2,015 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 1,232 千円 昇格等による増減額 △ 157 千円 その他による増減等 △ 3,090 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況  現に在職する職員数 補正後 22人 補正前 23人 増減 △1人 計 22人 23人 △1人 △1人
職員手当	6,589 千円		管理職手当 扶養手当 △ 171 住居手当 △ 591 通勤手当 △ 206 特殊勤務手当 時間外勤務手当 2,184 管理職員特別勤務手当 49 期末手当 △ 385 勤勉手当 △ 414 賞与等引当金繰入額 退職手当組合負担金 △ 279 退職手当組合特別負担金 6,402 退職給付費	実績見込等による減 実績見込等による減 人事異動等に伴う増  実績見込等による増 実績見込等による増 支給割合変更等に伴う減 賞与引当金取崩額の減に伴う増 実績見込等による減  人事異動等に伴う減 勸奨退職等による増



3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	水道技術職
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	354,800	345,440
	平均給与月額 (円)	395,728	396,681
	平均年齢 (歳)	47.09	48.06
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	355,858	344,336
	平均給与月額 (円)	385,010	385,723
	平均年齢 (歳)	48.06	48.03

(2) 初任給

区 分	一般行政職 (円)	水道技術職 (円)	一般会計の制度 一般行政職 (円)
高 校 卒	150,600	150,600	150,600
大 学 卒	171,700	171,700	171,700

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			水道技術職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	7級	1	9.1	7級		
	6級	2	18.2	6級		
	5級			5級		
	4級	7	63.6	4級	7	63.6
	3級			3級	4	36.4
	2級			2級		
	1級	1	9.1	1級		
	計	11	100.0	計	11	100.0
令和2年10月1日現在	7級	1	8.3	7級		
	6級	2	16.8	6級		
	5級	1	8.3	5級		
	4級	6	50.0	4級	7	63.6
	3級	1	8.3	3級	4	36.4
	2級			2級		
	1級	1	8.3	1級		
	計	12	100.0	計	11	100.0

(級別の標準的な職務内容)

	7 級	6 級	5 級	4 級
一般行政職	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	主任主事・主任技師	主事・技師	主事・技師	
水道技術職	7 級	6 級	5 級	4 級
	-	-	-	主任水道技師
	3 級	2 級	1 級	
	主任水道技師	水道技師	水道技師	

## (4) 昇給

		合 計	一般行政職	水道技術職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	22	12	10	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	19	10	9	
	号給数別内訳	1号給 (人)		1	
		2号給 (人)			
		3号給 (人)		1	
		4号給 (人)	17	8	9
比 率 (B/A) (%)	86.4	83.3	90.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	23	12	11	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	21	11	10	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	3	2	1
		4号給 (人)	17	8	9
比 率 (B/A) (%)	91.3	91.7	90.9		

## (5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	水道技術職
給料総額に対する比率 (%)	0.206	0.123	0.308
支給対象職員の比率 (%)	68.182	41.667	100.000
代表的な特殊勤務手当の名称	危険物取扱手当、緊急出動手当		

## (6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.075	4.300	制度あり	
補正前	2.225	2.225	4.450	制度あり	
一般会計の制度	2.225	2.075	4.300	制度あり	

## (7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
一般会計の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

## (8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

構成比は、四捨五入のため一致しない場合があります。



# 令和3年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

( 令和4年3月31日 )

(単位：千円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

#### (1) 有形固定資産

イ 土地		520,549	
ロ 建物	1,374,839		
減価償却累計額	△ 715,618	659,221	
ハ 構築物	35,292,117		
減価償却累計額	△ 16,544,585	18,747,532	
ニ 機械及び装置	7,984,750		
減価償却累計額	△ 6,236,371	1,748,379	
ホ 車両運搬具	14,817		
減価償却累計額	△ 13,446	1,371	
ヘ 工具器具及び備品	57,581		
減価償却累計額	△ 42,978	14,603	
ト 建設仮勘定		166,132	
有形固定資産合計			21,857,787

#### (2) 無形固定資産

イ 施設利用権		81,409	
無形固定資産合計			81,409
固定資産合計			21,939,196

### 2 流動資産

(1) 現金預金		1,379,979	
(2) 未収金	278,727		
貸倒引当金	△ 820	277,907	
(3) 貯蔵品		5,763	
流動資産合計			1,663,649
資産合計			23,602,845

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	7,609,736		
企業債合計		7,609,736	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	97,329		
ロ 修繕引当金	35,573		
引当金合計		132,902	
固定負債合計			7,742,638

### 4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	794,942		
企業債合計		794,942	
(2) 未払金			301,284
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	14,799		
引当金合計		14,799	
(4) その他流動負債			
流動負債合計		1,406	1,112,431

### 5 繰延収益

(1) 長期前受金			
長期前受金収益化累計額		15,373,599	
繰延収益合計		△ 7,966,669	
負債合計			7,406,930
			16,261,999

## 資 本 の 部

### 6 資本金

(1) 自己資本金			
資本金合計		4,852,606	4,852,606

### 7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,744		
ロ 他会計補助金	8,911		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計		228,847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,259,393		
利益剰余金合計		2,259,393	
剰余金合計			2,488,240
資本合計			7,340,846
負債資本合計			23,602,845

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

**令和3年度 浜田市水道事業予定損益計算書**  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位：千円)

<b>1 営業収益</b>			
(1) 給水収益	1,182,481		
(2) 受託工事収益	93		
(3) その他営業収益	54,637	1,237,211	
<hr/>			
<b>2 営業費用</b>			
(1) 原水及び浄水費	184,359		
(2) 配水及び給水費	335,060		
(3) 受託工事費	93		
(4) 業務費	83,346		
(5) 総係費	112,043		
(6) 減価償却費	900,393		
(7) 資産減耗費	20,200		
(8) その他営業費用	60	1,635,554	
<hr/>			
<b>営業損失</b>			△ 398,343
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受取利息及び配当金	20		
(2) 他会計補助金	231,757		
(3) 長期前受金戻入	421,617		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	3		
(5) 雑収益	1,054	654,451	
<hr/>			
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	128,606		
(2) 雑支出	45,010	173,616	480,835
<hr/>			
<b>経常利益</b>			82,492
<b>5 特別利益</b>			
(1) 固定資産売却益	1,500		
(2) 過年度損益修正益	1	1,501	
<hr/>			
<b>6 特別損失</b>			
(1) 過年度損益修正損	2,790		
(2) その他特別損失	0	2,790	
<hr/>			
<b>7 予備費</b>			
(1) 予備費	1,100	1,100	△ 2,389
<hr/>			
<b>当年度純利益</b>			80,103
<b>前年度繰越利益剰余金</b>			2,179,290
<b>当年度未処分利益剰余金</b>			<u>2,259,393</u>

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が398,343千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、23,274千円の黒字となります。

**令和3年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書**  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
<b>1. 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	当年度純利益 (△は損失)	80,103
	減価償却費	900,393
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	308
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,736
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	86
	長期前受金戻入額	△ 421,617
	資産減耗費	20,000
	受取利息及び配当金 (△)	△ 20
	支払利息	128,606
	固定資産売却益 (△)	△ 1,500
	過年度損益修正益 (△)	△ 1
	未収金の減少 (△は増加)	30,969
	貯蔵品の減少 (△は増加)	846
	未払金の増加 (△は減少)	△ 124,248
	小 計	622,661
	受取利息及び配当金の受取額	20
	利息の支払額	△ 128,606
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	494,075
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 1,062,335
	固定資産売却収入	1,575
	工事負担金等収入	142,223
	国庫補助金の収入	175,000
	他会計補助金収入	324,485
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 419,052
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	建設改良企業債による収入	700,000
	建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 780,552
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 80,552
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	△ 5,529
	資金期首残高	1,385,508
	資金期末残高	1,379,979

## 令和3年度 個別注記

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

##### ① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法について

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

#### (3) 引当金の計上方法について

##### ① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

##### ② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

##### ③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

##### ④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

##### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。



## 2. 予定貸借対照表等に関する注記

### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は2,952,131千円である。

## 3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

## 4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

### (1) 重要な非資金取引について 該当なし。

## 5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

## 6. 減損損失に関する注記

### (1) 減損の兆候について 該当なし。

## 7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

## 8. その他の注記

### (1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金512千円を取り崩す。

### (2) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金14,714千円を取り崩す。

## 令和3年度 収益の支出明細書

### 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		1,929,703	7,386	1,937,089		
(1) 営業費用		1,681,987	7,386	1,689,373		
	1 原水及び浄水費	194,604	3,641	198,245		
					給 料	1,722
					手 当 等	1,252
					法 定 福 利 費	667
	2 配水及び給水費	361,046	△ 767	360,279		
					給 料	△ 472
					手 当 等	△ 480
					法 定 福 利 費	185
	4 業 務 費	88,542	1,078	89,620		
					給 料	△ 75
					手 当 等	839
					法 定 福 利 費	314
	5 総 係 費	117,042	3,434	120,476		
					報 酬	1,877
					給 料	△ 3,251
					手 当 等	△ 310
					法 定 福 利 費	△ 826
					退職手当組合負担金	5,818
					旅 費	126

## 令和3年度 資本の支出明細書

### 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本の支出		2,008,245	35	2,008,280		
(1) 建設改良費		1,227,693	35	1,227,728		
	3 配水施設費	1,202,195	35	1,202,230		
					手 当 等	△ 135
					法 定 福 利 費	170

# 令和3年度

## 浜田市公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

浜田市上下水道部

# 目 次

令和3年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号） .....	1
-----------------------------------	---

## 予算に関する説明書

令和3年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画 .....	3
--------------------------------	---

補正予算給与費明細書 .....	6
------------------	---

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表 .....	10
-------------------------------	----

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書 .....	12
-------------------------------	----

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 .....	13
--------------------------------------	----

令和3年度 個別注記 .....	14
------------------	----

## その他の書類

令和3年度 収益的収入及び支出明細書 .....	16
--------------------------	----

令和3年度 資本的収入及び支出明細書 .....	17
--------------------------	----

## 令和3年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	583,282	△ 37,041	546,241
第1項	営業収益	114,154	2,765	116,919
第2項	営業外収益	466,096	△ 40,389	425,707
第3項	特別利益	3,032	583	3,615

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千円	千円	千円
第1款	下水道事業費用	582,901	△ 37,137	545,764
第1項	営業費用	520,888	△ 40,372	480,516
第2項	営業外費用	60,713	3,035	63,748
第3項	特別損失	100	200	300

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額212,772千円は、過年度分消費税等資本的収支調整額4,735千円、当年度分損益勘定留保資金208,037千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千円	千円	千円
第1款	資本的収入	518,821	8,669	527,490
第2項	企業債	212,800	7,900	220,700
第3項	他会計出資金	171,521	769	172,290

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千円	千円	千円
第1款	資本的支出	744,513	△ 4,251	740,262
第1項	建設改良費	337,863	△ 4,251	333,612

(企業債)

第4条 予算第5条中に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
浜田処理区 整備事業	61,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資 条件による。 ただし、都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 若しくは延長 し、繰上償還 を行い、又は 借換えするこ とができる。	55,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資 条件による。 ただし、都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 若しくは延長 し、繰上償還 を行い、又は 借換えするこ とができる。
ストックマネジメント 改築事業	22,800				22,800			
三隅地方地区 農集・福浦地区漁集の 公共下水道への統合事業	38,500				52,000			
旭浄化センター汚泥処理 施設改築事業	25,000				25,000			
公共ます設置事業	10,000				10,000			
道路改良に伴う支障移転 事業	5,000				0			
資本費平準化債	70,000				85,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
(1) 職 員 給 与 費	52,467	△ 1,121	51,346

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「298,700千円」を「281,800千円」に改める。

令和3年11月30日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和3年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下水道事業収益		583,282	△ 37,041	546,241
	(1) 営業収益		114,154	2,765	116,919
		1 下水道使用料	113,325	2,168	115,493
		2 その他営業収益	829	597	1,426
	(2) 営業外収益		466,096	△ 40,389	425,707
		2 他会計補助金	298,700	△ 16,900	281,800
		3 長期前受金戻入	167,394	△ 23,489	143,905
	(3) 特別利益		3,032	583	3,615
		1 過年度損益修正益	3,032	583	3,615

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			582,901	△ 37,137	545,764
	(1) 営業費用		520,888	△ 40,372	480,516
		3 処理場費	93,751	△ 207	93,544
		4 業務費	11,455	△ 3,129	8,326
		5 総係費	19,755	4,108	23,863
		6 減価償却費	289,533	4,450	293,983
		7 資産減耗費	84,853	△ 45,594	39,259
	(2) 営業外費用		60,713	3,035	63,748
		2 雑支出	7,700	3,035	10,735
	(3) 特別損失		100	200	300
		1 過年度損益修正損	100	200	300



資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			518,821	8,669	527,490
	(3) 企業債		212,800	7,900	220,700
		1 企業債	212,800	7,900	220,700
	(4) 他会計出資金		171,521	769	172,290
		1 他会計出資金	171,521	769	172,290

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			744,513	△ 4,251	740,262
	(1) 建設改良費		337,863	△ 4,251	333,612
		2 管渠費	169,283	14,858	184,141
		3 処理場費	114,738	△ 19,109	95,629

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	12	(1) 6	2,219	21,237	19,324	42,780	7,616	50,396
補正前	12	(1) 6	2,219	22,795	18,169	43,183	8,334	51,517
比較	0	0 0	0	△ 1,558	1,155	△ 403	△ 718	△ 1,121

注 ( ) は短時間勤務の職員数 (外数)

### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	12	6	360	21,237	18,929	40,526	7,261	47,787
補正前	12	6	360	22,795	17,774	40,929	7,979	48,908
比較	0	0	0	△ 1,558	1,155	△ 403	△ 718	△ 1,121

### イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後		(1)	1,859		395	2,254	355	2,609
補正前		(1)	1,859		395	2,254	355	2,609
比較		0	0		0	0	0	0

注 ( ) は短時間勤務の職員数 (外数)

(単位：千円)

手 当 の 訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	500	1,098	324	421		2,391	26
	補正前	500	1,098	0	431		1,833	0
	比較	0	0	324	△ 10		558	26
手 当 の 訳	区分	期末手当	勤勉手当	賞与等引当金繰入(手当分)	退職手当組合負担金	退職手当組合特別負担金	退職給付引当金繰入	手当計
	補正後	3,859	2,697	1,919	3,610		2,479	19,324
	補正前	4,501	3,060	2,250	3,875		621	18,169
	比較	△ 642	△ 363	△ 331	△ 265		1,858	1,155

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△1,558 千円	1 給与改定に伴う増減額 千円		給与改定の状況 前年度改定率  実施時期
		2 普通昇給に伴う増減額 △38 千円	普通昇給分	平均昇給率 1.25% 昇給数 職員数 1号給 2号給 3号給 4号給 6人
		3 その他の増減分 △1,520 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 △1,520 千円 昇格等による増減額 千円 その他による増減等 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況  現在在職する職員数 其他 計 本年度 6人 6人 前年度 6人 6人 増 減
職員手当	1,155 千円		管 理 職 手 当 扶 養 手 当 住 居 手 当 324 通 勤 手 当 △10 特殊勤務手当  時 間 外 勤 務 手 当 558 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 26 期 末 手 当 △642 勤 勉 手 当 △363 賞 与 等 引 当 金 入 額 △331 退 職 手 当 組 合 負 担 金 △265 退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金 退 職 給 付 金 入 額 1,858	実績見込みによる増 人事異動に伴う減  実績見込みによる増 実績見込みによる増 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減 人事異動等に伴う減 実績見込みによる増

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	293,167
	平均給与月額 (円)	343,773
	平均年齢 (歳)	38.05
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)	305,000
	平均給与月額 (円)	340,730
	平均年齢 (歳)	39.11

(2) 初任給

区 分	一般行政職 (円)	一般会計の制度 一般行政職 (円)
高 校 卒	150,600	150,600
大 学 卒	171,700	171,700

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	7級		
	6級	1	16.7
	5級		
	4級	2	33.3
	3級		
	2級	3	50.0
	1級		
	計	6	100.0
令和2年10月1日現在	7級		
	6級	1	16.7
	5級		
	4級	3	50.0
	3級		
	2級	1	16.7
	1級	1	16.6
	計	6	100.0

(級別の基準となる職務)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級	2 級	1 級	
	主任主事・主任技師	主事・技師	主事・技師	

## (4) 昇給

		合 計	一般行政職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6	
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	6	6
比 率 (B/A) (%)	100.0	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6	
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	6	6
比 率 (B/A) (%)	100.0	100.0		

## (5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	-	-
支給対象職員の比率 (%)	-	-
代表的な特殊勤務手当の名称		-

## (6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.225	2.075	4.300	制度あり	
補 正 前	2.225	2.225	4.450	制度あり	
一般会計の制度	2.225	2.075	4.300	制度あり	

## (7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
一般会計の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

## (8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

構成比は、四捨五入のため一致しない場合があります。

# 令和3年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

#### (1) 有形固定資産

イ 土地		216,637	
ロ 建物	538,590		
減価償却累計額	△ 245,809	292,781	
ハ 構築物	10,288,229		
減価償却累計額	△ 3,790,584	6,497,645	
ニ 機械及び装置	2,222,499		
減価償却累計額	△ 1,497,704	724,795	
ホ 工具器具及び備品	8,850		
減価償却累計額	△ 4,304	4,546	
ヘ 建設仮勘定		293,431	
有形固定資産合計			8,029,835
(2) 無形固定資産			
イ ソフトウェア		4,458	
無形固定資産合計			4,458
固定資産合計			8,034,293

### 2 流動資産

(1) 現金預金		17,533	
(2) 未収金	30,174		
貸倒引当金	△ 62	30,112	
流動資産合計			47,645
資産合計			8,081,938

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,609,098		
企業債合計		3,609,098	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	6,522		
引当金合計		6,522	
(3) その他固定負債		450	
固定負債合計			3,616,070

### 4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	399,274		
企業債合計		399,274	
(2) 未払金		16,872	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	3,489		
引当金合計		3,489	
流動負債合計			419,635

### 5 繰延収益

(1) 長期前受金		5,642,119	
長期前受金収益化累計額		△ 2,420,444	
繰延収益合計			3,221,675
負債合計			7,257,380

## 資 本 の 部

### 6 資本金

(1) 固有資本金		397,303	
(2) 繰入資本金		291,249	
資本金合計			688,552

### 7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	130,549		
資本剰余金合計		130,549	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	5,457		
利益剰余金合計		5,457	
剰余金合計			136,006
資本合計			824,558
負債資本合計			8,081,938

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

# 令和3年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

<b>1 営業収益</b>			
(1) 下水道使用料	104,997		
(2) その他営業収益	1,426	106,423	
<b>2 営業費用</b>			
(1) 管渠費	17,317		
(2) ポンプ場費	2,281		
(3) 処理場費	86,226		
(4) 業務費	8,040		
(5) 総係費	23,394		
(6) 減価償却費	293,983		
(7) 資産減耗費	39,259	470,500	
<b>営業損失</b>			△ 364,077
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	281,800		
(3) 長期前受金戻入	143,905		
(4) 雑収益	1	425,707	
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	53,013		
(2) 雑支出	10,735	63,748	361,959
<b>経常利益</b>			△ 2,118
<b>5 特別利益</b>			
(1) 過年度損益修正益	3,615	3,615	
<b>6 特別損失</b>			
(1) 過年度損益修正損	273	273	
<b>7 予備費</b>			
(1) 予備費	1,200	1,200	2,142
<b>当年度純利益</b>			24
<b>前年度繰越利益剰余金</b>			5,433
<b>当年度未処分利益剰余金</b>			5,457

## <参考>

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費53,013千円のうち、18,700千円は企業債（資本費平準化債）で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が364,077千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、220,172千円の赤字となります。



## 令和3年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
<b>1. 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	当年度純利益	24
	減価償却費	293,983
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	34
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,479
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	△ 336
	長期前受金戻入額	△ 143,905
	資産減耗費	39,259
	受取利息及び配当金 (△)	△ 1
	支払利息	53,013
	未収金の減少 (△は増加)	△ 8,319
	その他の流動負債の増加 (△減少)	△ 2,715
	小 計	233,516
	受取利息及び配当金の受取額	1
	利息の支払額	△ 53,013
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	180,504
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 309,332
	国庫補助金収入	106,337
	工事負担金収入	18,182
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 184,813
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	239,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出 (△)	△ 406,650
	他会計からの出資による収入	172,290
	一時借入金の借入による収入	400,000
	一時借入金の返済による支出 (△)	△ 400,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	5,040
	<b>資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)</b>	731
	<b>資金期首残高</b>	16,802
	<b>資金期末残高</b>	17,533

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、公営企業会計移行の前日（令和2年3月31日）までに発生している退職給付に係る債務については、公共下水道事業特別会計に係るものとして、一般会計で負担することになっている。

③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、翌年度に一般会計が負担すると見込まれる額は358,149千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

公共下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	浜田市街地における、し尿・生活雑排水等の処理
特定環境保全公共下水道事業	国府地区、旭地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合 計
営業収益	供用開始前のため	106,423	106,423
営業費用	計上なし	470,500	470,500
営業損益		▲ 364,077	▲ 364,077
経常損益	0	▲ 2,118	▲ 2,118
セグメント資産	277,925	7,804,013	8,081,938
セグメント負債	230,933	7,026,447	7,257,380

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金3,849千円を取り崩す。

(2) 令和3年4月1日において、地方地区農業集落排水処理施設を統合することにより、資産、負債、資本が増加している。

固定資産	660,082 千円	固定負債	117,364 千円
資産合計	660,082 千円	流動負債	33,724 千円
		繰延収益	336,550 千円
		資本金	172,444 千円
		負債資本合計	660,082 千円

令和3年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業収益	583,282	△ 37,041	546,241		
(1) 営業収益	114,154	2,765	116,919		
1 下水道使用料	113,325	2,168	115,493		
2 その他営業収益	829	597	1,426		
(2) 営業外収益	466,096	△ 40,389	425,707		
2 他会計補助金	298,700	△ 16,900	281,800		
3 長期前受金戻入	167,394	△ 23,489	143,905		
(3) 特別利益	3,032	583	3,615		
1 過年度損益修正益	3,032	583	3,615		

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業費用	582,901	△ 37,137	545,764		
(1) 営業費用	520,888	△ 40,372	480,516		
3 処理場費	93,751	△ 207	93,544		
				手 当 等	△ 66
				賞与等引当金繰入額	△ 56
				法定福利費	△ 85
4 業務費	11,455	△ 3,129	8,326		
				給 料	△ 1,520
				手 当 等	△ 687
				賞与等引当金繰入額	△ 281
				法定福利費	△ 641
5 総係費	19,755	4,108	23,863		
				給 料	△ 38
				手 当 等	△ 68
				賞与等引当金繰入額	△ 50
				法定福利費	28
				退職手当組合負担金	△ 264
				退職給付引当金繰入額	1,858
				負 担 金	2,642
6 減価償却費	289,533	4,450	293,983		
				有形固定資産減価償却費	4,450
7 資産減耗費	84,853	△ 45,594	39,259		
				固定資産除却費	△ 45,594
(2) 営業外費用	60,713	3,035	63,748		
2 雑支出	7,700	3,035	10,735	そ の 他 雑 支 出	3,035
(3) 特別損失	100	200	300		
1 過年度損益修正損	100	200	300	過 年 度 損 益 修 正 損	200

令和3年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的收入	518,821	8,669	527,490		
(3) 企業債	212,800	7,900	220,700		
1 企業債	212,800	7,900	220,700	企業債	7,900
(4) 他会計出資金	171,521	769	172,290		
1 他会計出資金	171,521	769	172,290	他会計出資金	769

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出	744,513	△ 4,251	740,262		
(1) 建設改良費	337,863	△ 4,251	333,612		
2 管渠費	169,283	14,858	184,141		
給料					900
手当等					586
法定福利費					372
委託料					10,000
工事請負費					3,000
3 処理場費	114,738	△ 19,109	95,629		
給料					△ 900
手当等					129
法定福利費					△ 337
退職手当負担金					△ 1
委託料					△ 18,000

同意第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	野 上 敬 子
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 桑 原 徹 (令和3年7月4日まで)

任 期 令和4年4月1日～令和7年3月31日

根拠法 人権擁護委員法第9条